

自己評価書



平成20年12月

静岡大学

イノベーション共同研究センター

目 次

学内共同教育研究施設等の現況及び特徴.....	1
1 現況	1
2 特徴	1
3 組織の変遷	2
目的と目標	3
1. 設置の目的と産学連携活動の経緯.....	3
2. 静岡大学の使命	3
3. 目的	3
イノベーション共同研究センター規則.....	3
4. 静岡大学の産学連携活動の経緯.....	4
4-1 施設、組織体制	4
4-2 管理・事務体制	5
4-3 全体事業	5
4-4 評価の対象と期間	5
基準ごとの自己評価	7
基準1 活動の目的	7
基準2 活動の実施体制	10
基準3 教員の採用・昇格等	13
基準4 活動の状況と成果	15
基準5 施設・設備	56
基準6 財務	58
基準7 管理運営	60

参考資料 別添

詳細目次

学内共同教育研究施設等の現況及び特徴	1
1 現況	1
2 特徴	1
3 組織の変遷	2
目的と目標	3
1. 設置の目的と産学連携活動の経緯	3
2. 静岡大学の使命	3
3. 目的 (イノベーション共同研究センター規則抜粋)	3
4. 静岡大学の産学連携活動の経緯	4
4-1 施設、組織体制	4
4-2 管理・事務体制	5
4-3 全体事業	5
4-4 評価の対象と期間 目標：静岡大学中期計画 (イノベーション共同研究センターの関係部分を抜粋)	5
基準ごとの自己評価	7
基準1 活動の目的	7
(1) 観点ごとの分析	7
観点1 - 1 - 1 目的として、活動を行うにあたっての基本的な方針や、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。 【観点に係る状況】	7
(1) 未踏技術開発部門	7
(2) 共同研究開発部門 ア リエゾン担当 イ 実用化研究担当 ウ 産学官プロジェクト研究担当	7
(3) ベンチャー経営支援部門 ア 大学発ベンチャー育成・成長支援に係る企画、立案及び実施に関すること。 イ ベンチャー起業・経営相談に関すること。 ウ その他インキュベーション施設の管理・運営に関すること。	7
観点1 - 2 - 1 目的が、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。	8
観点1 - 2 - 2 目的が、社会に広く公表されているか。	9
(2) 優れた点及び改善を要する点	9
(3) 基準1の自己評価の概要	9

基準2 活動の実施体制	10
(1) 観点ごとの分析	11
観点2-1-1	11
基本的な組織構成が、目的を達成する上で適切な規模と機能を持っているか。	
観点2-2-1	11
活動に関する施策等を審議するセンター会議等の組織が、適切な構成となっているか。	
また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか	
観点2-3-1	11
活動の質の向上のために、活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。	
観点2-3-2	12
学生、教職員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で活動に反映されているか。	
(2) 優れた点及び改善を要する点	12
(3) 基準2の自己評価の概要	12
基準3 教員の採用・昇格等	13
(1) 観点ごとの分析	13
観点3-1-1	13
専任教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。	
特に、それぞれの専門的役割に応じた能力の評価が行われているか。	
観点3-1-2	13
教員の活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。	
(2) 優れた点及び改善を要する点	14
(3) 基準3の自己評価の概要	14
基準4 活動の状況と成果	15
(1) 観点ごとの分析	15
観点4-1-1	15
活動の実施状況から判断して、活動が活発に行われているか。	
4(1)-1 共同研究開発部門の活動	15
4(1)-2 ベンチャー経営支援部門の活動	18
4(1)-4 知的財産本部の活動	24
4(1)-5 全体事業	49
(2) 優れた点及び改善を要する点	55
(3) 基準4の自己評価の概要	55
基準5 施設・設備	56
(1) 観点ごとの分析	56
観点5-1-1	56
目的の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。	
また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。	
観点5-1-2	56
施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。	

観点5 - 1 - 3	57
学生、教職員、その他学外関係者のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。	
(2) 優れた点及び改善を要する点.....	57
(3) 基準5の自己評価の概要	57
基準6 財務	58
(1) 観点ごとの分析	58
観点6 - 1 - 1	58
目的を達成するために、活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。	
観点6 - 2 - 1	58
目的を達成するため、活動に対し、適切な資源配分が行われているか。	
観点6 - 2 - 2	58
予算の策定に関し、委員会等で適切な審議が行われ、構成員に明示されているか。	
観点6 - 2 - 3	59
決算に基づき、資源配分の効果に対する評価を行っているか。また、その評価結果を次期の予算策定にフィードバックしているか。	
(2) 優れた点及び改善を要する点.....	59
(3) 基準6の自己評価の概要	59
基準7 管理運営	60
(1) 観点ごとの分析	60
観点7 - 1 - 1	60
管理運営のための事務組織及びその他の組織が、目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。	
観点7 - 1 - 2	60
目的を達成するために、部局長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。	
観点7 - 1 - 3	60
管理運営のための事務組織及びその他の組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。	
観点7 - 2 - 1	61
管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明確に示されているか。	
観点7 - 2 - 2	61
適切な意思決定を行うために使用される、目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。	
観点7 - 3 - 1	62
活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。	

観点7 - 3 - 2	62
自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対し広く公開されているか。	
観点7 - 3 - 3	62
自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。	
観点7 - 3 - 4	63
評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。	
(2) 優れた点及び改善を要する点	63
(3) 基準7の自己評価の概要	63

参考資料 別添

資料1 - 1 - 1	静岡大学イノベーション共同研究センター規則
資料1 - 2 - 1	静岡大学共同施設管理委員会規則
資料1 - 2 - 1	静岡大学イノベーション共同研究センター運営委員会規則
資料1 - 2 - 1	静岡大学イノベーション共同研究センター紹介
資料1 - 2 - 2	静岡大学産学官連携ポリシー
資料1 - 2 - 2	国立大学法人静岡大学利益相反ポリシー
資料1 - 2 - 2	静岡大学における研究者の行動規範
資料1 - 2 - 2	静岡大学職務発明規則
資料3 - 1 - 1	静岡大学教員資格審査基準
資料3 - 1 - 1	静岡大学イノベーション共同研究センター専任教員選考に関する細則
資料3 - 1 - 2	教員の個人評価に関する実施要項
資料3 - 1 - 2	静岡大学イノベーション共同研究センターにおける教員の任期に関する申し合せ
資料4 - 1 - 1	「大学知的財産本部整備事業」実施機関の事後評価
資料4 - 1 - 2	「大学知的財産本部整備事業」実施機関の事後評価 ランキング
資料4 - 1 - 3	平成19年 国公私大学 外部資金獲得 上位機関
資料5 - 1 - 2	静岡大学イノベーション共同研究センターインキュベーション施設利用細則
資料5 - 1 - 2	静岡大学イノベーション共同研究センターインキュベーション施設利用要項
資料5 - 1 - 2	学内登記ガイドライン
資料5 - 1 - 2	静岡大学イノベーション共同研究センター未踏技術開発部門施設利用細則

学内共同教育研究施設等の現況及び特徴

1 現況

(1) 学内共同教育研究施設等名

イノベーション共同研究センター

(2) 所在地

静岡県浜松市中区城北3丁目5-1

(3) 学内共同教育研究施設等の構成

プロジェクト企画管理部門、共同研究開発部門、ベンチャー経営支援部門
知的財産本部(平成15年12月~平成17年3月、平成18年4月から独立)

(4) 教員数

4名(平成19年3月31日時点) (3名:平成20年12月時点)

2 特徴

静岡大学イノベーション共同研究センターは、前身の静岡大学地域共同研究センター(平成3年4月設置)、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(平成9年4月設置)及びインキュベーション施設(平成15年1月設置)の各施設を学内における産学官連携組織の統合・拡充を図ることとして、平成15年10月に発足した。もとより前身の静岡大学地域共同研究センターの設置目的が地域社会の科学技術の発展と産業の振興に寄与するとともに、大学における教育研究活動の活力付与と相互発展であることを踏まえ、従来にも増して静岡大学における産学官連携の中核拠点として、地域社会への貢献及び地域企業との共同研究や学术交流を継続して行ってきた。一方で、本センターの事業運営としては共同研究開発部門、ベンチャー経営支援部門、プロジェクト企画部門の3部門に3名(1名はセンター長兼任)の専任教員を配置して、各部門の特徴を活かした事業を展開していくために部門長の運営権を確立して自由な発想と新たな展開が実施可能となるよう位置付けた。

このことから、センター長及び部門長はセンター専任教員としての職務であるセンター運営並びに部門運営とともに企業等とのコーディネート、地域との学术交流の業務に加え、自ら共同研究や受託研究等のプロジェクト研究を通して、全学の産学官連携活動を支えている。

また、産学官連携コーディネータ2名(内1名:文部科学省事業による)を配置して、共同研究・受託研究、受託業務、企業ニーズ調査、シーズニーズのマッチングを行っている。また、知的財産コーディネータとの連携による知的財産の創出・管理・活用にも力を入れており、これらの成果として共同研究、新製品・新事業プロジェクトの推進、ニーズ調査、シーズとニーズのマッチング活動の増加は顕著である。

センターの客員教授は、産業界で活躍中の本学OBが中心であり、コーディネーターとの密接な連携を取ることが容易である。共同研究や受託研究への誘導を積極的に支援していただいている。

イノベーション共同研究センターの活動拠点は、学内の設置趣旨に加え静岡及び浜松の2つのキャンパスを取り巻く立地条件及び地域産業との関わり(静岡県地域別の主たる産業参照)地域の特性を活かして、産学連携の総合窓口としてのセンターを浜松キャンパスに、センターの分室を静岡キャンパスに設置して静岡県西部から中部・東部地域に密着した産学連携活動を行っている。

また、我が国の産学官連携の中心拠点である首都圏での活動を行うために、キャンパス・イノベーショ

ンセンター東京（CIC 東京）に事務所を設置し非常勤職員 1 名を常駐させている。なお、参考としてセンターの主な組織の変遷を次に示す。

なお、平成 20 年 9 月からインキュベーションマネージャーとしての特任教員 1 名を加え、大学発ベンチャーの創出・育成・経営支援並びに技術相談を必要業務として、更にその発展的業務として新製品・新ブランドの創出、人材育成を行っている。

【静岡県地域別の主たる産業】

〔静岡県東・中部〕

製紙・化学工業、紙・パルプ、家具、雑具、サドル等、水産加工業、食品加工業、茶

〔静岡県西部〕

軽自動車、二輪車等の輸送用機材、楽器、エレクトロニクス、一般機械

3 組織の変遷

地域共同研究センター設置(平成 3 年 4 月)

地域社会の科学技術の発展と産業の振興

サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの設置（平成 9 年 4 月）

実用化を目指した研究開発拠点施設

センター静岡分室の設置（平成 1 4 年 1 2 月）

静岡キャンパスに静岡分室を設置し産学官連携活動を活性化した。

インキュベーション施設の設置(平成 1 5 年 1 月)

大学発ベンチャー起業の知産学連携活性化のために重要な拠点形成施設
知的財産本部設置

平成 16 年からの法人化の準備、（知的財産本部は平成 18 年度から独立部局化）

目的と目標

1. 設置の目的と産学連携活動の経緯

イノベーション共同研究センターはその前身である地域共同研究センターの設置目的であった『地域社会の科学技術の発展と産業の振興に寄与するとともに、大学における教育研究活動にも活力を与え、相互に発展するために、民間企業と大学との共同研究及び学术交流を推進する。』を継承し、静岡大学イノベーション共同研究センターにおいて以下のように目的を定めて大学の使命の具現化に努め、地域と社会の要請に応え、大学で創出される研究成果をイノベーションの創造を通して地域や社会に還元すべく努力する。

2. 静岡大学の使命

1. 静岡大学は、地球の未来に責任を持ち、豊かな国際的感覚を備え、高い専門性を持った教養人を育成します。
2. 静岡大学は、現代社会が抱える危機的状況を踏まえ、世界の平和と人類の福祉を根底から支える諸科学を目指して、創造性ある学問研究を行います。
3. 静岡大学は、地域社会と共に歩み、地域が直面する諸問題に真摯に取り組み、文化と科学の発信基地としての役割を果たします。

3. 目的

イノベーション共同研究センター規則

第2条（抜粋）

本センターは、研究者の自由かつ達な発想と研究意欲、高度な研究能力をもって、人類の福祉と社会の進歩に寄与するため、社会の要請に積極的に応え、社会に貢献することを使命とする。

2 前項に定める使命を達成するため、産学官の連携・協力に関する総合的な企画立案及び普及・啓発を図るとともに、本学の産学官連携の一本化された窓口として、民間等外部の機関（地方公共団体及び独立行政法人等を含む。以下「民間機関等」という。）との共同研究及び受託研究等の推進、本学の研究成果の事業化及び技術移転、未踏技術の開発並びに高度の専門的職業能力を持つ独創的な人材育成によって、産学官連携・協力の推進及び本学における教育研究の進展に資することを目的とする。

4. 静岡大学の産学連携活動の経緯

図1に静岡大学における産学連携活動の経緯について示す。図中には、施設、管理・事務体制、組織体制(事業の実施体制)、全体事業(部門の事業ではなくセンター全体で取組む事業)の変遷を時系列に記した。

4-1 施設、組織体制

1991年4月に地域共同研究センター(CJR)(Center for Joint Research)が設置され、建物は1993年10月に地域の強い要請に基づいて、浜松城北キャンパスから15km程北となるテクノポリス新都田地区に竣工した。また1997年には城北キャンパス内にサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(SVBL)が竣工。さらに静岡キャンパスにおける産学連携の推進のために2002年12月にCJRの静岡分室を静岡キャンパス共通教育棟内に設置。大学発ベンチャーの支援施設であるインキュベーション施設が2003年1月にSVBLに増築される。2003年10月に産学連携組織の1本化のために、CJRとSVBLを統合し、イノベーション共同研究センター(IJRC)(Innovation and Joint Research Center)を設置し、オフィスを旧SVBLの建物内に置いた。

これとは前後するが、2002年12月に学内措置で知的財産本部を設置し(文部科学省の知的財産本部整備事業の採択前)、2003年10月のイノベーション共同研究センターの設置時点で、共同研究開発部門、未踏技術開発部門、インキュベーション部門と同様、イノベーション共同研究センターの一部門とした。知的財産本部は2006年4月より、管理体制上、イノベーション共同研究センターから独立したが、現在もセンターと密接な連携の下、活動を行っている。

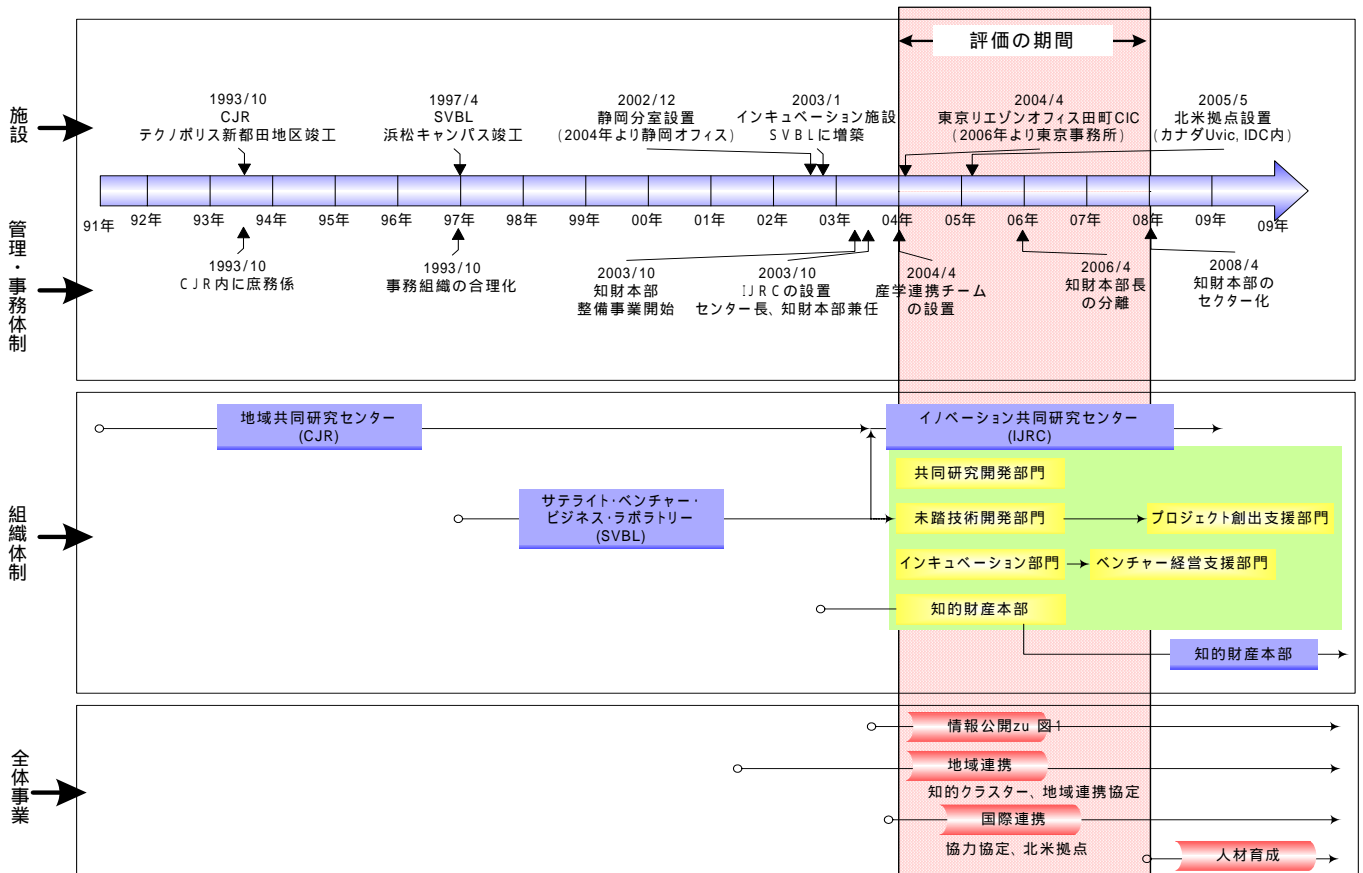


図1 静岡大学の産学連携組織の経緯

4-2 管理・事務体制

- センター長 1名（専任教員が兼任）（2008.4～）
- 副センター長 2名（専任教員が兼任）
- 産学連携チーム 5名（課長、産学連携担当2名、知財担当2名）

4-3 全体事業

中期計画において定めている目標に関しては、基本的にはセンターの各部門の実施目標として評価するが、各部門の事業ではなくてセンター全体の事業として以下の事業を考慮する。

- 情報公開
- 地域連携
 - 知的クラスター創成事業、地域連携協定、産業クラスター支援
- 国際連携
 - 協力協定、北米拠点の創設
- 人材育成
 - 若手人材の育成

4-4 評価の対象と期間

以上、中期計画に掲げている目標に対して各部門の行った活動および前述のイノベーション共同研究センターの全体事業として行った項目を併せて、以下を組織の自己評価の対象とする。

- 共同研究開発部門の活動
- ベンチャー経営支援部門の活動
- 未踏技術開発部門の活動
- 知的財産本部の活動
- センター全体事業
 - ◆ 情報公開
 - ◆ 地域連携
 - ◆ 国際連携
 - ◆ 人材育成

なお、未踏技術開発部門は2008年4月にプロジェクト企画管理部門に改組しているが、自己評価の対象期間が2004年～2007年（平成16年～平成19年）とするため、改組前の未踏技術開発部門として評価を行う。また図にあるように一部の事業は評価の対象期間から外れているが、事業の連続性及び今回の自己評価が組織として最初の評価になることから評価の対象としたい。

5. 中期目標・中期計画との関係について

目標: 静岡大学中期計画 (イノベーション共同研究センターの関係部分を抜粋)

1. イノベーション共同研究センターを基盤に、各部局との連携を強化し、産学連携、地域連携を促進しつつ、自己収入の増加を目指す。
2. イノベーション共同研究センターを窓口に関し、地域と社会の要請に応え、研究成果、学術情報を公表する。
3. 知的財産本部を中心に、静岡 TLO との連携を強化し、技術移転を促進するとともに特許取得数拡大を目指す。(平成 16 年度 25 件、中期目標期間中に倍増を目指す)。
4. 知的財産創出のための地域産学官連携プロジェクト研究、ベンチャー起業を目指した研究、新産業の萌芽となる未踏技術研究開発をそれぞれ推進する。
5. 知的財産の管理及び活用に関する実施体制を整備する。
6. 特許取得及び特許の活用を拡大する。
7. 技術移転促進のための産学官交流・協働の場(技術交流会、相談会、懇談会)などを実施して、これを活用する。
8. 未踏技術開発につながる、国、自治体、研究機関とのプロジェクト研究や、ニーズに基づく共同研究を推進する。イノベーション共同研究センターにおいては、共同研究の件数を中期目標期間中に 50%以上の増、プロジェクト研究については倍増を目指す。
9. 大学発ベンチャー企業を積極的に育て発展させる。

これら 1～9 までの目標に対する達成度が評価の対象と考える。なお、下記に示すように、これらの目標はセンター全体または次章で述べるイノベーション共同研究センターの各部門並びに知的財産本部の目標として捉える。

- センター全体： 1、2
- 共同研究開発部門： 7、8
- ベンチャー経営支援部門 4、9
(元：インキュベーション部門)
- 未踏技術開発部門： 4、8
- 知的財産本部： 3、4、5、6、7

基準ごとの自己評価

基準1 活動の目的

(1) 観点ごとの分析

観点1-1-1

目的として、活動を行うにあたっての基本的な方針や、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到る状況】

活動を行うにあたっての基本的な方針は、その前身である地域共同研究センターの設置目的であった「地域の科学技術の発展と産業の振興に寄与するとともに、大学における教育研究活動にも活力を与え、相互に発展するために、民間企業と大学との共同研究及び学術交流を推進する」を継承し、静岡大学イノベーション共同研究センター規則第2条において、

第2条 センターは、研究者の自由かつ達な発想と研究意欲、高度な研究能力をもって、人類の福祉と社会の進歩に寄与するため、社会の要請に積極的に応え、社会に貢献することを使命とする。2 前項に定める使命を達成するため、産学官の連携・協力に関する総合的な企画立案及び普及・啓発を図るとともに、本学の産学官連携の一本化された窓口として、民間等外部の機関(地方公共団体及び独立行政法人等を含む。以下「民間機関等」という。)との共同研究及び受託研究等の推進、本学の研究成果の事業化及び技術移転、未踏技術の開発並びに高度の専門的職業能力を持つ独創的な人材育成によって、産学官連携・協力の推進及び本学における教育研究の進展に資することを目的とする。

と明確に規定され、部門の業務及び達成しようとする成果についても次のように規定されている。

(1) 未踏技術開発部門

- ア 新産業創出のための未踏技術開発に関すること
- イ 専門的職業能力を育成する教育の企画、立案及び実施に関すること。
- ウ その他サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの管理・運営に関すること。

(2) 共同研究開発部門

- ア リエゾン担当
 - (ア) 産学官連携に係る企画、立案及び実施に関すること。
 - (イ) 民間機関等との共同研究の推進に関すること。
 - (ウ) その他民間機関等との連絡・調整に関すること。
- イ 実用化研究担当
 - (ア) 実用化研究の企画、立案及び実施に関すること。
 - (イ) 民間機関等に対する研究開発等の技術相談に関すること。
 - (ウ) その他民間機関等の実用化共同研究及び同成果の活用に関すること。
- ウ 産学官プロジェクト研究担当
 - (ア) 産学官プロジェクト研究の企画、立案及び応募に関すること。
 - (イ) 民間機関等に対する学術情報の提供及び技術交流に関すること。
 - (ウ) その他施設・設備の管理・運営に関すること。

(3) ベンチャー経営支援部門

- ア 大学発ベンチャー育成・成長支援に係る企画、立案及び実施に関すること。
- イ ベンチャー起業・経営相談に関すること。
- ウ その他インキュベーション施設の管理・運営に関すること。

別添資料 1 - 1 - 1 参照 静岡大学イノベーション共同研究センター規則

【分析結果とその根拠理由】

はじめに本センター 3 部門のうち、未踏技術開発部門は新産業創出のための未踏技術開発に関すること及び専門的職業能力を育成する教育の企画、立案及び実施に関すること並びにサテライト・ベンチャー・ビジネスラボラトリーの管理運営を主たる業務とする。共同研究開発部門はリエゾン担当、実用化研究担当、産学官プロジェクト担当においてそれぞれ民間機関等との共同研究コーディネート、実用化研究の企画、立案及び実施並びに産学官プロジェクト研究の企画、立案及び応募を主たる業務としている。最後にベンチャー経営支援部門は大学発ベンチャー起業・育成の支援に係る企画、立案並びに実施、更にはベンチャー起業・経営相談に関することやインキュベーション施設の管理・運営に関することを主たる業務としており、これら 3 部門の基本的な事業方針や事業目的等はセンター規則において明確に定められている。また、年度毎の目標は本センターにおける年度の事業計画・目標として設定され、併せて全学委員会にて合意の後、本学の年度計画として設定されている。

観点 1 - 2 - 1

目的が、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

【観点到係る状況】

教職員及び学生に周知されている。

別添資料 1 - 2 - 1 参照 静岡大学共同施設管理委員会規則

別添資料 1 - 2 - 1 参照 静岡大学イノベーション共同研究センター運営委員会規則

別添資料 1 - 2 - 1 参照 静岡大学イノベーション共同研究センター紹介

【分析結果とその根拠理由】

静岡大学の産学連携の中心的拠点であるイノベーション共同研究センターに係る組織体制は図 2 に示すとおりである(2006 年 4 月時点)。

本センターは、静岡大学イノベーション共同研究センター規則において、社会の要請に積極的に応え、社会に貢献することを使命としてセンター長を最高責任者として 3 部門が設置されている。これらの活動に対しては静岡大学産学官連携ポリシー及びガイドラインの精神を尊重し、センターの活動及び運営の重要事項に関して静岡大学共同施設管理委員会において審議し、日常的業務の運営に関しては静岡大学イノベーション共同研究センター運営委員会において審議し、それぞれの審議結果は全学の教職員に通知されている。

次に、学生に対しては本学の Web 上において事業活動や研究成果や特許技術の製品化等について公開している。また、管理及び運営に関する重要事項に関しては、理事(研究・情報担当)・副学長を議長とする共同施設管理委員会において審議し、関連する事項については各学部長あるいは各学部の学務係等を通じて電子メールや印刷物等により連絡周知している。

観点1 - 2 - 2

目的が、社会に広く公表されているか。

【観点到に係る状況】

本学の産学官連携活動については、地域企業や地域社会の発展に貢献することを目的として、定期的開催される新技術説明会及び研究成果発表会等を通じて本学の研究シーズや未公開の研究成果の発信を含め、新規事業や新規サービスを地域社会・企業に対して逐次 Web 上で公表するとともに、電子メールによって情報発信している。また、本学の産学官連携活動に対する基本方針として静岡大学産学官連携ポリシーやガイドライン及びコンプライアンスに則り、国立大学法人静岡大学利益相反ポリシー並びに静岡大学における研究者の行動規範を Web 上で学内外に公表している。

別添資料1 - 2 - 2 参照 静岡大学産学官連携ポリシー

別添資料1 - 2 - 2 参照 国立大学法人静岡大学利益相反ポリシー

別添資料1 - 2 - 2 参照 静岡大学における研究者の行動規範

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・平成16年度の国立大学法人化及び社会連携が大学の第三の使命として位置付けられたことから、各国立大学法人は従前にも増して社会連携や産学官連携活動を活発に行うようになった。このことを受け本イノベーション共同研究センターは本学の産学官連携活動の中核拠点として共同研究、受託研究、受託事業等の契約件数・契約額の増加に大きな貢献をした。また、静岡分室を設置して静岡キャンパスにおける産学官連携活動の基盤強化と活性化を行った。これらは組織の目的を明確に定めて活動を行ってきた結果である。

- ・社会に貢献する国立大学法人として社会に対し身近に接するための学外拠点として浜松市産業情報室及び静岡産学交流センターに本センターの学外拠点をそれぞれ設け、企業等の大学に対する要請や技術相談の便宜を図った。また、我が国の産学官連携活動の中心地である首都圏に東京リエゾンオフィスを開設して産学官連携活動を推進させた。また、JST や他大学等との連携による新技術説明会や未公開技術のライセンス活動を行った。これらは組織の目的と活動内容を広く社会に公表してきた成果である。

【改善を要する点】

- ・目的の周知が行われているとしても、本センターが行おうとする迅速な対応かつ満足される支援体制による産学連携活動を行うためには、全学的な組織体制の整備が充分ではないと考えられる。学内における人件費削減計が進む中、他の学内共同施設等とバランスをとりながらも、地域社会の要望を考慮しつつ、産学官連携の将来的な展開、外部資金の導入の促進のため、外部専門スタッフの採用に加えて、スタッフの充実や専門職ポストの検討が不可欠である。

(3) 基準1の自己評価の概要

「イノベーション共同研究センター」の目的は、本学から創出される高度な研究や知的財産をもって、人類の福祉と社会の進歩に寄与するため、社会の要請に積極的に応え、社会に貢献することを使命としており、

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-1

基本的な組織構成が、目的を達成する上で適切な規模と機能を持っているか。

【観点到係る状況】

イノベーション共同研究センターは、前身の地域共同研究センターとして竣工した平成5年10月から平成13年度までの組織構成は教員1名のみであったが、平成14年度に教員が1名増員し2名体制となった。

更に、平成15年10月に地域共同研究センター、インキュベーション施設及びサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを統合・拡充してイノベーション共同研究センターに改組した際に教員2名の増員があり、最終的に4名の組織体制となった。また、静岡キャンパスにおける産学官連携活動の基盤強化及び充実を図っていくために、本センター静岡分室（現在は静岡オフィス）を設置し、兼任教員体制により平成14年12月に始動した。また、静岡分室の事務的支援要員として非常勤職員1名を配置した。

【分析結果とその根拠理由】

本学の産学官連携活動の窓口の役割をなす浜松キャンパスに専任教員4名及び産学官連携コーディネータ2名を配置して本学産学官連携の中核拠点としての役割を担うとともに、静岡キャンパスに兼任担当教員1名及び知的財産コーディネータ2名を配置して産学官連携活動を行っている。静岡キャンパスの産学連携活動を推進するためには、現在の教員配置では十分とは言えない。

観点2-2-1

活動に関する施策等を審議するセンター会議等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回の会議を開催し、実質的な検討が行われているか

【観点到係る状況】

イノベーション共同研究センターの重要事項、センターの事業計画等に係る審議機関として静岡大学共同施設管理委員会を設置し、また、実質的な事業の企画・立案・実施に係る審議機関として静岡大学イノベーション共同研究センター運営委員会を必要に応じて開催している。

【分析結果とその根拠理由】

重要事項の審議においては研究情報担当理事及び各部局長により構成される静岡大学共同施設管理委員会において、本センターの活動・運営等に関しては、各学部選出委員から構成される静岡大学イノベーション共同研究センター運営委員会でそれぞれ審議されている。また、本センターの各部門長・コーディネータ・知的財産本部長等から構成されるイノベーション共同研究センターと知的財産本部との連絡会は毎月開催し、業務運営に係る実質的審議を行っている。

観点2-3-1

活動の質の向上のために、活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。

【観点到係る状況】

プロジェクト企画管理部門、共同研究開発部門、ベンチャー経営支援部門それぞれの部門内の調整会議において、活動状況を検証し、本センターの運営方針に関しては本センターと知的財産本部との月例連絡会において改善提案事項・問題点の解決策について実質的に審議している。

【分析結果とその根拠理由】

本センターの使命である社会の発展と地域への貢献を行うことを目的として、センター各部門は部門長による指揮の下、各部門の事業を実施している。また、併せてセンターの全体事業に関してはこれら実施事業の検証に基づく問題点や改善点は各部門長に集約し、その後、センターと知的財産本部との連絡会において早期の改善提案・問題解決策について審議されている。

観点2 - 3 - 2

学生、教職員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で活動に反映されているか。

【観点到係る状況】

学外における研究成果発表や技術説明会における出席者からのアンケート結果やセンター活動に対して学外から寄せられる、あるいは教職員・学生から寄せられるニーズや意見等を率直に受け止め検証を行いセンター活動の改善に反映している。

【分析結果とその根拠理由】

本センターは、本学の産学官連携活動の中核拠点として独自の活動計画の下、各部門の特徴を活かした事業活動と部門運営を行い自己点検による問題点や意見を基に各部門長によって改善していくが、学生、教職員、その他学外関係者より得られたセンター全体で対応すべきニーズに関しては、連絡会での審議の後に活動に反映している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・平成16年度の国立大学法人化以降、本学の研究成果による製品も数点生まれた。イノベーション共同研究センターでは、本学の産学官連携活動の中核拠点として共同研究、受託研究、受託事業等の契約金額・契約件数等の毎年度の増加に加え企業等からの技術相談やコーディネートによる製品の開発・改良等に貢献したがこれらは本センターの組織構成の整備に依るところが大きい。また、静岡分室(静岡オフィス)を設置し静岡キャンパスにおける共同研究や受託研究の契約額の増額等、産学官連携活動を進展させてきている。

【改善を要する点】

・浜松キャンパスが十分であるということではないが、静岡キャンパスにおける産学官連携活動を行うための組織構成は静岡キャンパスの教員比に対して非常に少ない。産学連携活動の更なる進展を図るには専用の活動拠点の確保に加え専任教員、専門スタッフの充実を他の学内共同施設との連携をとりながら進めていく必要がある。

(3) 基準2の自己評価の概要

「イノベーション共同研究センター」の目的は、本学から創出される高度な研究や知的財産をもって、人類の福祉と社会の進歩に寄与するため、社会の要請に積極的に応え、社会に貢献することを使命としており、このことは本学の研究成果を広く社会に還元していくために本学産学官連携の中核拠点として、社会に対しての情報発信や企業・地方公共団体等との共同研究及び受託研究等の推進、本学の研究成果の事業化及び未踏技術の開発並びに高度の専門的職業能力を持つ独創的な人材育成によって、産学官連携の推進及び本学における教育研究の進展に資することを目的としている。本センターはこれらの目的を達成するための組織体制の整備の下、年間の活動方針や事業計画、あるいは学内外から寄せられた意見や提案等に対して早期に実現・対応できるように、部門内会議やセンターと知的財産本部の連絡会のほか全学会議を通じて実質的な検討ができる場を設けているが、今後、本学の産学連携活動を発展させるためには組織体制の再編成あるいはスタッフの充実を検討する必要がある。

基準3 教員の採用・昇格等

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-1

専任教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、それぞれの専門的役割に応じた能力の評価が行われているか。

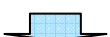
【観点到る状況】

専任教員に関しては、とりわけ企業等と大学とのマッチング事業の対応能力及び産学官連携プロジェクト研究のコーディネート等のスキルが求められている。また、教員の選考は「静岡大学教員資格審査基準」に基づき、静岡大学イノベーション共同研究センター専任教員選考細則により実施しており、選考手順は次のとおりである。

施設管理委員会開催による教員選考委員会の設置（専任教員選考に関する細則第2条）



教員選考委員会の設置・候補者の選考（ 同上 ）



選考結果に基づき共同施設管理委員会での審議

別添資料3-1-1参照 静岡大学教員資格審査基準

別添資料3-1-1参照 静岡大学イノベーション共同研究センター専任教員選考に関する細則

【分析結果とその根拠理由】

センター専任教員の選考にあっては、静岡大学教員資格審査基準に基づき、静岡大学イノベーション共同研究センター専任教員選考細則により、教員選考委員会において選考方針を定め厳正な選考を行っている。

観点3-1-2

教員の活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

平成20年度から「教員の個人評価に関する実施要項」に基づき、実施している。また、任期付き教員に対しては任期更新時期に合わせ業績評価を行い、結果に基づき再任審議を行っており改善事項に関しては被評価者からの改善提案等を基に評価を行う。

別添資料3-1-2参照 教員の個人評価に関する実施要項

別添資料3-1-2参照 静岡大学イノベーション共同研究センターにおける教員の任期に関する申し合せ

【分析結果とその根拠理由】

全学的に実施された平成19年度教員の個人評価の試行により、評価基準や評価項目について見直しを行い平成20年度から本格実施が行われている。また、本センターの任期付き教員に対しては平成18年4月から任期更新時期に合わせ業績評価を行い、結果に基づき再任審議を行っており、改善事項に関しては被評価者からの改善提案計画を基に評価を行う。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【改善を要する点】

・評価基準や評価項目等、本センター特有の業務として評価基準を設定するものもあるので、これらを評価項目に追加して今後キメの細かい評価ができるように見直しする必要がある。現在、学内で実施されている教員の個人評価の基準並びに評価項目は教育・研究を行う教員を評価するものであり、早急な対応が必要である。

(3) 基準3の自己評価の概要

専任教員の選考方針等に関しては、「静岡大学教員資格審査基準」及び「イノベーション共同研究センター専任教員選考細則」として明確に定められている。また、教員の個人評価に関しては「教員の個人評価に関する実施要項」により、更に教員の再任に関しては「イノベーション共同研究センターにおける教員の任期に関する申し合せ」によりそれぞれ明確に定められており、教員の採用等に際してあるいは必要に応じ静岡大学共同施設管理委員会並びに静岡大学イノベーション共同研究センター運営委員会で審議されている。ただ、本センターで産学連携を担当する専任教員の個人評価は現状では正当に行われているとは言えず、早期の対応を必要とする。

基準4 活動の状況と成果

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-1

活動の実施状況から判断して、活動が活発に行われているか。

【観点到に係る状況】

イノベーション共同研究センターは3部門が設置され、各部門に掲げられた目的・目標を基に部門の特長と独自の発想を基に発展的に業務を達成するべく活動をしており、3部門及び知的財産本部の活動は次のとおりである。

4(1)-1 共同研究開発部門の活動

交流会などの実施と活用

【目標】

技術移転促進のための産学官交流・協働の場（技術交流会、相談会、懇談会）などを実施して、これを活用する
..... 静大IJRC中期計画(7)

【現状】

共同研究開発部門では共同研究希望テーマ説明会（年4回程度開催）、イノベーションブリッジ（JSTとの共催、2006年より開催）、メディカルイノベーション・フォーラム（2007年より開催）（財）浜松地域テクノポリス推進機構あるいは浜松商工会議所との連携による産学官交流会などを毎年開催して、産学官交流・協働の場を設けてきた。

【評価】技術相談の推移図に示すように、技術相談の件数は全体的に確実に増加し、また交流会などの場での技術相談数も増えていることから、目標は十分に達成されている。また、このような技術相談の中から生まれた共同研究数も着実に増加しており、産学連携コーディネータによる技術相談が共同研究の促進に大いに貢献していることが分かる（H19年度は技術相談の30.8%が共同研究に繋がっている）。また、図に示すように浜松信用金庫など地域金融機関との連携により共同研究に繋がる技術相談スキームを確立している。

【課題】

現在、イノベーション共同研究センターでは交流会などの催事を数多く開催しており、その成果も確実に得られているが、人的あるいは財務的な制限により、各スタッフへの負担が大きい。成果に基づき催事を合理化して開催するのは当然であるが、大学本部による理解と支援が今後一層重要である。

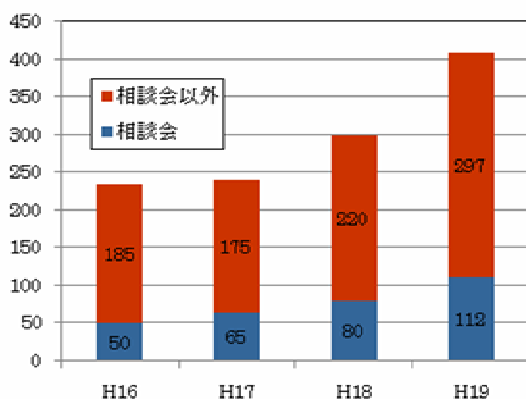


図4. 技術相談の推移

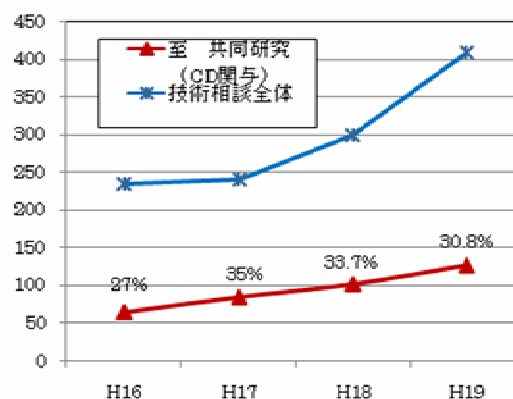


図5. 共同研究に至った技術相談の推移

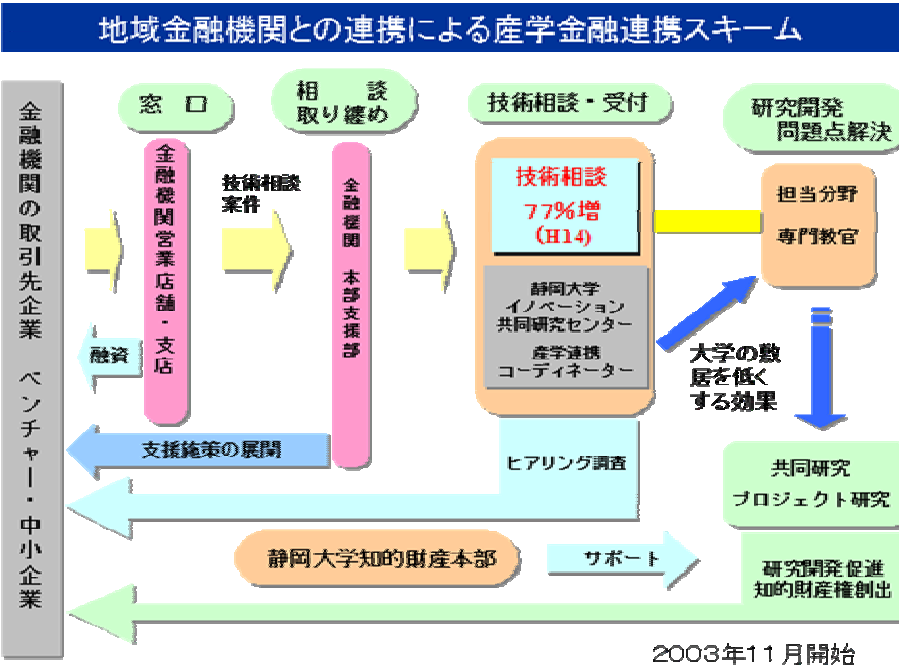


図6 地域金融機関との連携スキーム

共同研究の促進

【目標】

未踏技術開発につながる、国、自治体、研究機関とのプロジェクト研究や、ニーズに基づく共同研究を推進する。イノベーション共同研究センターにおいては、共同研究の件数を中期目標期間中においては50%以上の増を目指す。..... 静大IJRC 中期計画(8)

【現状】

共同研究推移図に示すように、静岡大学における共同研究数は法人化以前（H15年149件）と比較して、

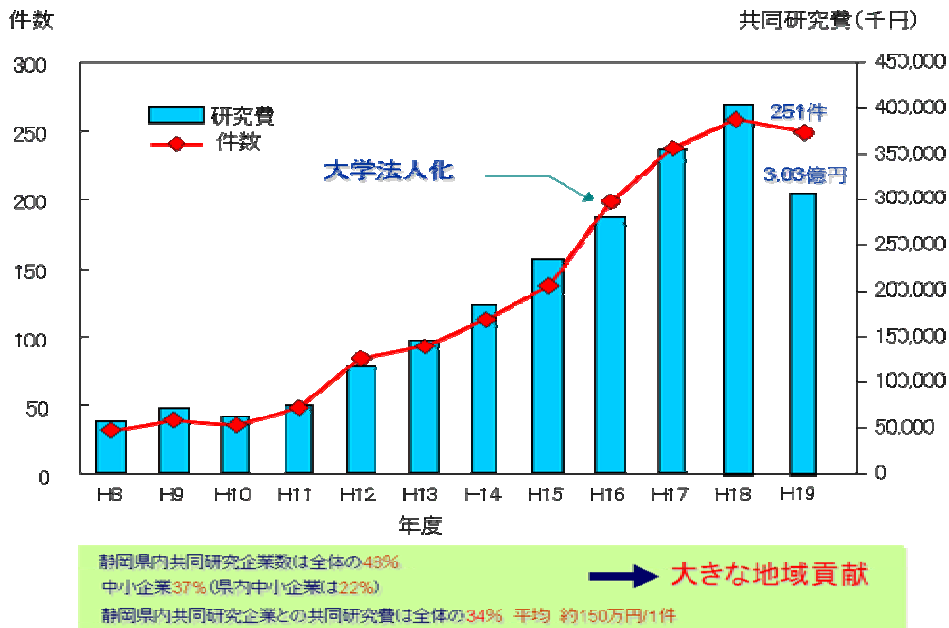


図7. 共同研究の推移

H18 年には 251 件に増加し全国の大学中 11 位であった。

【評価】

技術相談、交流会、産学連携コーディネータの活発な活動により、共同研究数を 50%増加させる中期計画の目標は達成されている。

【課題】

件数に関しては、目標を達成しているものの、今後は単に件数・金額に拘るのではなく、共同研究の成果による本格的な技術移転を行うことが重要である。すなわち、これまでの産学連携活動は技術相談から始まって、共同研究契約までが主な業務であったのに対して、今後はむしろ共同研究の開始の後に研究遂行の確認、事業化への支援など、本格的な技術移転に業務の中心を移していく必要があり、H19 年度には 3 件の製品化に成功している。

また、都道府県別共同研究実施分布をより、静岡大学との共同研究パートナーである企業は静岡県内を除くと、東京都、神奈川県、愛知県に集中していることが分かり、今後一層の広報活動により静岡大学の研究シーズ等の情報発信を行っていく必要がある。さらに、静岡県内における共同研究の実施分布によると、本学の共同研究パートナーは静岡県西部に集中し、県中部、県東部になるとその件数は多いとは言えず、いわゆる西高東低状態になっている。現在、静岡オフィスにはコーディネータ 2 名を置いて産学連携活動を行っているが、今後は専任教員の配置等を速やかに検討し、県中部地区ならびに東部地区への活動を活発にすることが急務である。

平成18年度 都道府県業種別部局別共同研究件数実績

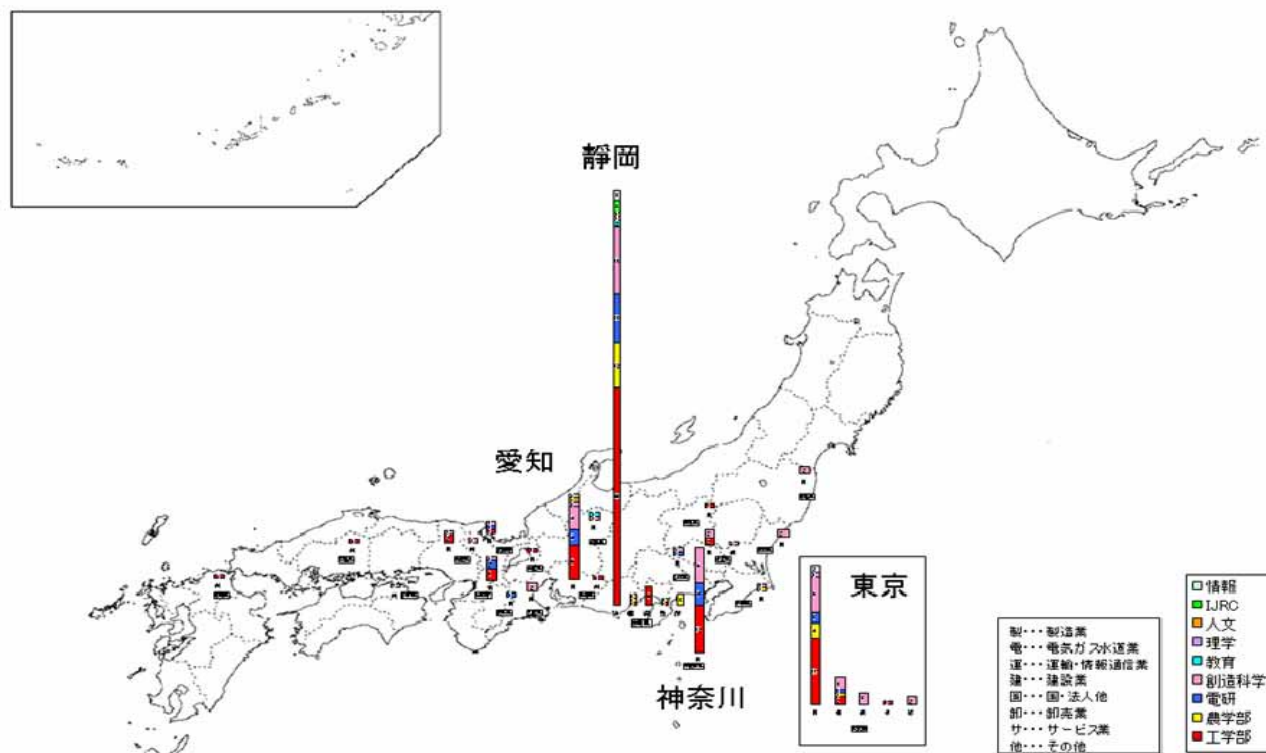


図 8 . 都道府県別共同研究実施分布

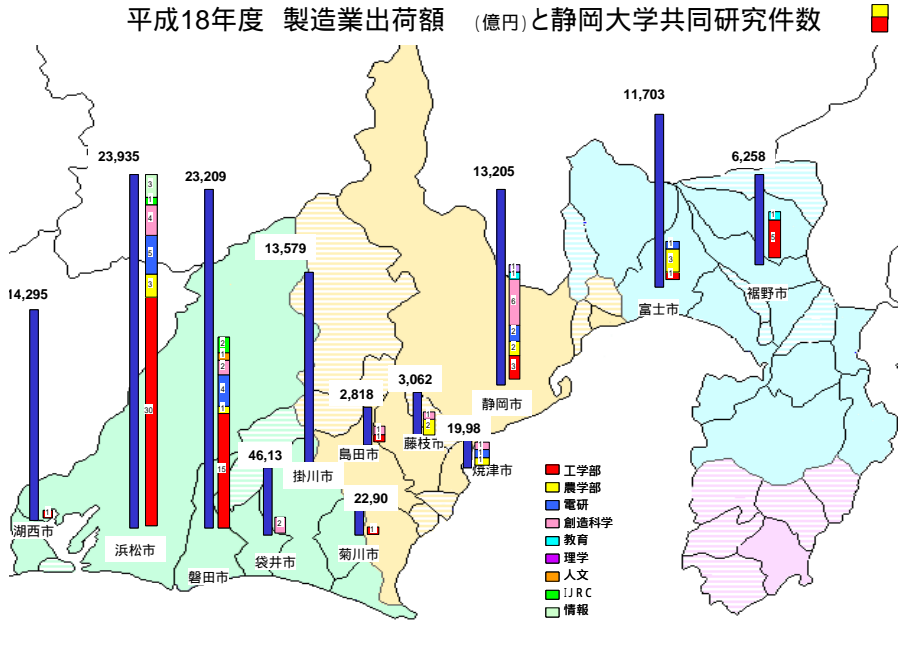


図9 静岡県内における共同研究

4(1)-2 ベンチャー経営支援部門の活動

大学発ベンチャー起業支援

【目標】

大学の“知”(研究シーズ・知的財産権)を活用した大学発ベンチャー企業創出を積極的に推進する。

..... 静大IJRC中期計画(4)

大学発ベンチャー企業創出支援社数(文部科学省・経済産業省調査報告ベース)

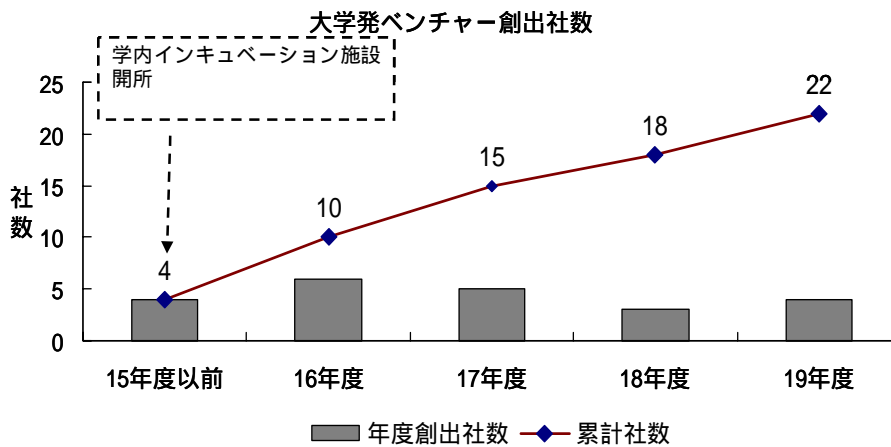


図10. ベンチャー創出数の推移

創出定義別社数

創出定義	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度
人材・技術移転型	3社	3社	3社	3社	3社
技術移転型	1社	1社			
出資・技術移転型		2社	2社	(1社)	1社
計	4社	6社	5社	3社	4社

ベンチャー起業後、静大ファンド投資実行先

創出定義：文部科学省および経済産業省の定義に基づく

【人材・技術移転型】

本学教員または学生が起業家となって、自らの技術・技能を基に事業化した企業

【技術移転型】

本学教員の技術を移転し（TLO活用を含む）新事業を展開した企業

【出資・技術移転型】

本学の研究・技術を基に新事業を展開するため、静大ファンドより出資を受けた企業

学内インキュベーション施設（浜松キャンパス）より創出された企業数 = 12社

大学発ベンチャー企業数順位 全国の国公立大学中、22位

（19年度経済産業省調査報告（20年3月）より）

起業相談実績

（対象）インキュベーション施設入居プロジェクトおよび学生 / 農学部・理学部教員

年度	起業相談件数
16年度	年間25件
17年度	年間36件
18年度	年間19件
19年度	年間38件

【評価と課題】

[評価]

- ・ 施設活用としては、浜松キャンパス内インキュベーション施設（研究室タイプ：9室、オフィスタタイプ：6室）はプロジェクトの活性化を図るため、特段の事情が無い限り毎年度入居プロジェクトの審査
- ・ 入替を実施し、研究プロジェクト段階から事業化への取組を積極的に進めてきた。
- ・ 安易な起業は勧めず、事業化の方針および市場分析を十分に踏まえた起業支援活動を展開してきた。
- ・ 16年度以降、当該インキュベーション施設から、毎年度3社の起業実績に至っている。

以上により、施設を活用した十分な起業支援実績であると評価される。

[課題]

現時点ではインキュベーション施設がある浜松キャンパスのみの実績である。静岡キャンパスにおいても、農学部を中心に起業意欲の高い教員もおり、静岡キャンパスの研究シーズによる大学発ベンチャー起業の支援実績が必要である。

大学発ベンチャー企業経営支援実績

【目標】

大学発ベンチャー企業の成長発展を積極的に促進させるため、経営指導を通じた支援メニューを充実させる。
 …… 静大 IJRC 中期計画(9)

【現状】

	項目	実施内容	結果(効果)
16年度	資金調達支援	静大ファンド投資予定先企業へのクイックレビュー(業務監査)の実施	静大ファンド投資実行: 2社

	項目	実施内容	結果(効果)
16年度	起業教育 販路開拓支援 【講演会】	第3回アントレプレナー講演会の開催 「ベンチャー企業人工衛星打ち上げ計画に挑む」 東大阪宇宙開発協同組合理事長 青木豊彦 氏 16年11月29日 佐鳴会館	聴講者数 : 130名 (学生、地域企業)
17年度	採択公募事業 【外部資金】	経済産業省「広域的新事業創出支援ネットワーク拠点重点強化事業」	ベンチャー支援ネットワーク室の設置
	販路開拓支援 資金調達支援 【経営支援】	(対象) 大学発ベンチャー企業 ・開発製品市場調査 2件(2社) ・販路提携支援(アライアンス): 6社 ・中期経営計画の策定: 1社 静大ファンド投資予定先企業へのクイックレビュー(業務監査)の実施	商社との販売提携: 1件 企業との技術提携: 2件 静大ファンド投資実行: 2社
	起業教育 販路開拓支援 【講演会】	第4回アントレプレナー講演会の開催 「燃えよ、テクノロジスト、飛べ、世界へ!」 日本MITエンタープライズセンター理事長 綾尾慎治 氏 17年12月14日 佐鳴会館	聴講者数 : 70名 (学生、地域企業)
	販路開拓支援 人材供給支援 【シンポジウム】	第1回大学発ベンチャー・地域連携シンポジウム 「大学発ベンチャーと地域との連携から生まれる新たな地域活性化」 18年3月1日 浜松アクトインジェクター	聴講者数 : 75名 (地域企業)
	経営支援メニューの研究 【研究会】	「知財権を活用した信託・証券化手法による資金調達スキームの構築検討」 17年11月7日 18年2月28日	金融機関、ベンチャーキャピタルによるベンチャー支援メニューの検討

	情報発信 【経営支援】	大学発ベンチャー企業の業務を広く紹介するホームページの開設 「静岡大学ベンチャー支援ネットワーク」	
18年度	採択公募事業 【外部資金】	経済産業省「広域的新事業創出支援ネットワーク拠点重点強化事業」	専門支援機関と連携した 静岡大学発ベンチャー企業支援体制の構築

	項目	業務内容	結果(効果)
18年度	販路開拓支援 資金調達支援 【経営支援】	(対象)大学発ベンチャー企業 ・開発技術市場調査 3件(3社) ・販路提携支援(アライアンス):5件 ・中期経営計画の策定:1社 静大ファンド投資予定先企業へのクイックレビュー(業務監査)の実施	企業との技術提携:1件 静大ファンド投資実行:1社
	起業教育 販路開拓支援 【講演会】	第5回アントレプレナー講演会の開催 「創造と挑戦による事業の創出と発展」 セイコーエプソン(株) 会長 草間三郎氏 17年12月14日 佐鳴会館	聴講者数 :163名 (学生、地域企業)
	販路開拓支援 人材供給支援 【シンポジウム】	第2回大学発ベンチャー地域連携シンポジウム 「日本と北米地域のベンチャー支援機能比較」 18年10月22日 浜松アクトコンプレックス 第3回大学発ベンチャー地域連携シンポジウム 「挑戦し続けるベンチャー成長のためのコラボレーション」 19年2月19日 浜松アクトコンプレックス	聴講者数 :115名 (地域企業) 聴講者数:90名 (地域企業)
	経営支援メニューの研究 【研究会】	「クラスター成果(知財権)活用推進プロジェクト」 18年6月20日 7月24日 9月25日 10月31日	特許データベースによるマーケティング調査結果に基づくターゲット企業の選定
	採択公募事業 【外部資金】	経済産業省「広域的新事業創出支援ネットワーク拠点重点強化事業」	専門支援機関の連携による効果的支援機能充実

19 年 度	販路開拓支援 【経営支援】	(対象) 大学発ベンチャー企業 ・開発製品市場調査 2件(2社) ・知財権・技術市場調査 26件 ・販路提携支援(アライアンス): 5件	企業との技術提携: 1件 企業との販売提携: 2件
--------------	----------------------	---	------------------------------

	項 目	業務内容	結果(効果)
19 年 度	起業教育 販路開拓支援 【講演会】	第6回アントレプレナー講演会の開催 「マシン開発からトップブランドへの挑戦」 川崎重工業株式会社 代表取締役 常務取締役 汎用機カンパニープレジデント 丹波晨一 氏 19年11月14日 佐鳴会館	聴講者数 : 185名 (学生、地域企業)
	販路開拓支援 人材供給支援 【シンポジウム】	第4回大学発ベンチャー地域連携シンポジウム 「中小・ベンチャー企業等における人材の発掘・活 用の最大化を図るために」 19年10月24日 しずぎんユーフォニア	聴講者数 : 158名 (地域企業)
	経営支援メニューの 研究 【研究会】	「経営・技術開発人材発掘ネットワーク」 19年7月10日 8月28日 9月27日	ベンチャー企業へ の人材供給システ ム構築の検討

【評価と課題】

[評価]

- ・外部資金(経済産業省)を活用し、大学発ベンチャー企業の経営基盤の安定化を図るための支援組織(静大ベンチャー支援ネットワーク組織)を形成し、大学発ベンチャー企業の経営課題である「資金調達」「販路開拓」「人材供給」の解決策を検討し、実践してきた。
- ・現在(20年8月末)、文部科学省および経済産業省に登録報告している静大発ベンチャー企業21社のうち、休眠企業は1社も存在せず、全ての企業が経営活動を継続している。
- ・全国に先駆けて設置した本学関連ファンド(静大ファンド)による、本学研究シーズ事業化に必要な研究資金の円滑な資金供給により、地域企業での新事業創出に貢献している。
- ・本学大学発ベンチャー企業を支援する専門支援機関による強固なネットワーク組織の構築により、企業経営の持続性が図れ、且つ成長促進が期待できるベンチャー創出支援体制が整備された。

[課題]

- ・大学発ベンチャー企業と海外企業との販路提携におけるリーガル面での支援強化が今後は必要となる。
- ・他大学で構築している支援ネットワーク組織との有機的な連携体制の構築が必要である。

4(1)-3 未踏技術開発部門の活動

【目標】

知的財産創出のための地域産学官連携プロジェクト研究、ベンチャー起業を目指した研究、新産業の萌芽となる未踏技術研究開発をそれぞれ推進する

・・・静岡 IJRC 中期計画(4)

未踏技術開発につながる、国、自治体、研究機関とのプロジェクト研究や、ニーズに基づく共同研究を推進する。プロジェクト研究については倍増を目指す

・・・静岡 IJRC 中期計画(8)

【現状】

- ・ イノベーション共同研究センターでは、ベンチャー企業を目指した研究、新産業の萌芽となる未踏技術研究開発を推進するため、平成16年度から従来のベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを未踏技術開発部門として組織替えを行った。
- ・ 未踏技術開発部門の支援するプロジェクト研究を平成16年度27件、平成17年度23件、平成18年度23件、平成19年度19件、採択した。
- ・ プロジェクト研究には専任の研究員として非常勤研究員(ポストドクター)をそれぞれ平成16年度13名、平成17年度10名、平成18年度8名、平成19年度10名配置した。
- ・ プロジェクト研究を推進する目的で、イノベーションジャパンなどの全国的展示会への出展援助、浜松市内での成果報告会(平成18-19年度は浜松メッセと共同開催)及び産学官連携活動に詳しい有識者を演者とする講演会を行ってきた。
- ・ 共同研究を推進するため学部横断的グループ研究による農工連携、農商工連携に関する事業、静岡県とのプロジェクト研究を静岡県先進的農業推進協議会と協力して平成17年度より進めてきた。

以上の事業に取り組むことで、平成16-19年度を通算してプロジェクト研究から大学発ベンチャー1社、特許出願57件、共同研究186件の成果が得られた。これらはベンチャー企業を目指した研究、新産業の萌芽となる未踏技術研究開発を推進するばかりでなく、静岡大学の研究成果の社会への還元というイノベーション共同研究センターの目的を達成するとともにイノベーションの創出に寄与出来たものと考えている。(本文に係る件数は各教員の研究成果件数を引用した。)

【評価】

改組によりサテライト・ベンチャービジネス・ラボラトリーより未踏技術開発部門として、未踏技術開発につながるプロジェクト研究の推進、専門的職業能力を育成する教育の企画立案、および実施を目的に事業を推進してきた。非常勤研究員(ポスドク)の配置により若手研究者の育成に貢献し、学内プロジェクトの創出には寄与してきたが、外部資金獲得につながるプロジェクトの創出や、真の未踏技術開発に貢献したかは疑問が残る。

【課題】

真に未踏技術を開発し、プロジェクト研究を推進することにより外部資金を導入するために、未踏技術開発部門での学内プロジェクトの採択の方法や、ポスドクの配置など、単に研究室の場所の確保や人材の確保のためだけに利用されるシステムを変更する必要がある。実際にはH20年4月より、問題の解決のために、未踏技術開発部門はプロジェクト企画管理部門に改組された。プロジェクト研究の促進に加えて管理法人業務も行うが、若手の人材育成に関しては、3部門およびセンター全体で対応している。

4 (1)-4 知的財産本部の活動

概要

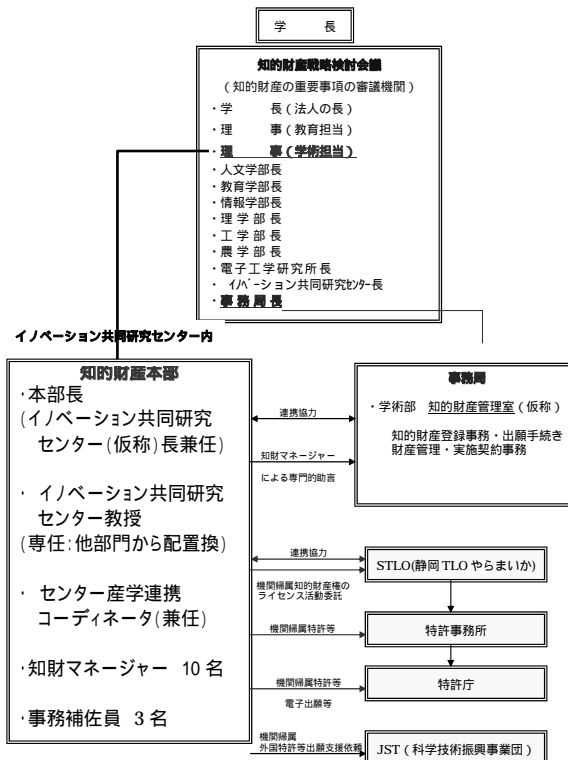
知的財産本部は、文部科学省の知的財産本部整備事業開始前の2002年12月に学内措置により設置され、2003年10月のイノベーション共同研究センターの設置時点で、共同研究開発部門、未踏技術開発部門、インキュベーション部門と同様、イノベーション共同研究センターの一部門とした。

2003年8月に文部科学省「大学知的財産本部整備事業」に採択され、国立大学法人化した2004年4月より実際に大学の知的財産に関わる活動を開始した。右に設置直後の2004年当時の体制図、下記に知的財産本部の当初計画の項目を示す。

2006年4月から、学内の知的財産権の管理運営を大学の責任者が行うべきであるとの方針が示されて、イノベーション共同研究センターから独立したが、現在もセンター各部門との業務を分担、協働して密接な連携活動を行っている。

本報告では、大学知的財産本部整備事業が2008年3月で終了し、良好な成果*を挙げたことから、これまで行って来た種々の課題設定とその解決策への試行を顧み、新たに設けられた社会連携協働推進機構の下に、イノベーション共同研究センターと知的財産本部が協働する知的財産の創出・管理・活用のためのシームレスな体制での今後の活動に資するために、以下の通り報告する。

*参考：別添資料4-1-1参照 「大学知的財産本部整備事業」実施機関の事後評価
 参考：別添資料4-1-2参照 「大学知的財産本部整備事業」実施機関の事後評価 ランキング



2004年の知的財産本部の体制

当初計画の実施項目

- 平成16年度から職務発明による知的財産を機関帰属の原則に転換する。
- 知財創出サイクルを活性化し有用知財の増加と活用、技術移転、共同研究、大学発ベンチャーの増加を図り、研究成果による社会貢献を進展させる。
- 知財本部整備によって知財の創出支援・一括管理・活用を静岡TLOの連携協力のもとに全学的かつ系統的に推進する。
- 優れた知財創出のために地域共同研究センター及びベンチャービジネスラボをイノベーション共同研究センターとして産学官連携、知財創出支援の活動拠点として統合する。
- 特許費用は大学全体で負担し、ライセンス活動を静岡TLOに委託する。
- 大学発ベンチャーの発明者の知財権活用を積極支援する。
- 本学の知財権を実用化事業化する民間企業等との共同研究の立ち上げを促進し、更なる知財増加を図る。
- 産学官連携のプロジェクト研究を獲得し実施によって知財増加を図る。
- 経営支援のためのファンド制度を設ける。

経緯：文部科学省大学知的財産本部整備事業の初期段階では、発明の届け出件数の増加を目指して、普及・啓発活動及び発明届出・出願の奨励といった知的財産の創出に注力した。これにより発明の届け出件数は、37%増となった。次の段階では、コストを考慮し、「社会還元」を目指して市場性の視点を持った活用される特許の出願と技術移転活動を行った。

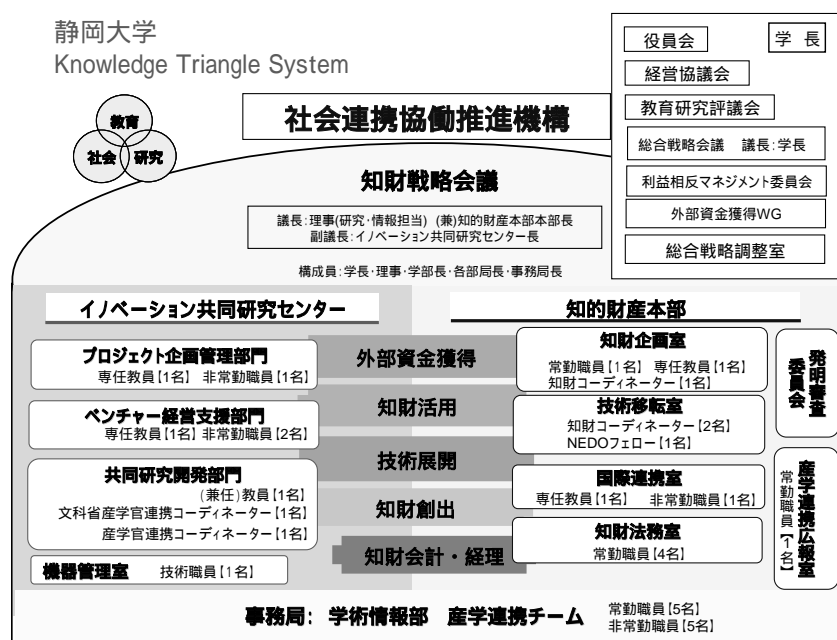
その後、知的財産本部は、知的財産の創出・活用面で顕著な成果を挙げるに至り、静岡大学の知的財産と技術移転を行う基盤組織として、整備事業終了後においても継続すべき組織として認知され、2007年7月、学則に設置が記載され、予算配分執行を行える本学の一つの部局となった。さらに、人件費、運営費を運営費交付金等と間接経費から均等に賄うことを定め、学内での位置付けが確立した。

活動内容：知的財産本部は、大学で創出された知的財産が、新産業の創出や技術革新、地域社会における問題の解決に結びつくよう努め、教職員の知的財産の創出支援、管理、活用を一元的に行ってきた。

現在は、イノベーション共同研究センター、地域連携協働センター（新設）と共に、本学の社会連携の中核組織として、社会連携活動の一環としての産学官連携活動を推進しており、外部資金に関する情報収集・管理や事務支援、シ・ズ発掘等の初期フェーズにおける能動的支援から、申請準備、成果報告書作成等の総合的な外部資金獲得支援を行う基盤部局としての機能を全学的に求められてその機能を備えるに至っている。

成果：知的財産本部では、知的財産の活用を図るために、種々の活動を行ったが、特に効果的だったのはJSTと共催する「新技術説明会」であった。この説明会をきっかけとして共同研究や特許契約に結びついたものは多く、静岡大学の知的財産が確実な権利として企業からの認知が得られたことを示した。具体的には、2007年度の共同研究契約数（法人化前比195%増）と契約金額（法人化前比172%増）の顕著な増加として現れている。また、主に特許と研究成果有体物による技術移転の契約金額として、約1300万円（2007年度）が得られた。これを含め、国立大学法人化後の技術移転の契約金額合計は、計画目標値の3000万円をほぼ達成した。

参考：別添資料 4 - 1 - 3 参照 平成19年 国公私大学 外部資金獲得 上位機関



2009年3月時点の体制

知的財産本部の活動の詳細（2004年度～平成2007年度の活動内容）

右列番号は本報告書4ページの中期計画実施項目の番号

	静岡大学中期計画における知的財産本部の実施項目	当初計画の項目との関連	
(1)	知的財産の管理及び活用に関する実施体制を整備する。		5
(2)	特許取得及び特許の活用を拡大する。		6
(3)	知的財産本部を中心に、静岡 TL0 との連携を強化し、技術移転を促進するとともに特許取得数拡大を目指す。 (平成16年度25件、中期目標期間中に倍増を目指す)		3
(4)	知的財産創出のための地域産学官連携プロジェクト研究、ベンチャー起業を目指した研究、新産業の萌芽となる未踏技術研究開発をそれぞれ推進する。		4
(5)	技術移転促進のための産学官交流・協働の場（技術交流会、相談会、懇談会）などを実施して、これを活用する。		7

その他の実施項目

(6)	産学官連携・知的財産に関わる人材を育成する。		
(7)	「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」に対応する。 (平成15年7月内閣府 知的財産戦略本部決定)	～	
(8)	国際技術移転体制を整備する。		
	経営支援のためのファンド制度を設ける。(ベンチャー支援部門の活動に記載)		

(1) 「知的財産の管理及び活用に関する実施体制を整備する。」

機関帰属の実施

法人化前から、知財本部の法的環境整備ワーキンググループ及び知財本部会議において、大学教職員の知的財産の機関帰属への移行を含む職務発明規則を検討し、知的財産戦略会議、評議会の承認をへて2004年1月に制定、大学法人化と共に、職務発明規則を施行し、2004年4月から機関帰属化を実施した。

教職員の知的財産を個人帰属から機関帰属とする方針については、法人化前の2003年9月から、数回の知的財産説明会を行って全学周知した。さらに、各部署毎の知財説明会を行い、理解しにくい点などを教職員との対話形式で丁寧に説明を行った。

【改善点】

機関帰属の意義と効果をわかり易い段階的な説明会を設定し毎年度繰り返すこと、教職員個々への説明を反復して行うことにより、現在は、全学で知的財産の機関帰属が認知されるに至っている。

機関帰属を適応する人的範囲

機関帰属とする人的範囲は、本学の全教職員及び学生とした。教職員については就業規則又は職務発明規則で定めた。学生の発明に対しては、発明が生じた研究（共同研究などを含む）へのアルバイト費を伴った参画など、大学と雇用関係がある場合は、職務発明の取り扱いに準じている。この他の場合は、発明届け時の任意譲渡（譲渡書を提出）の届出により審査を行い、機関帰属の対象としている。

【改善点】

学生の発明者には、卒業時に未公開出願に関する秘密保持の誓約書を提出させることで、新社会人として知的財産に対する認識を持たせると同時に実効的效果を得ることができた。

機関帰属の判断

機関帰属の判断は、職務発明か否かの判断から始まるが、法人化後に、職務発明とは、「大学の資金、施設、設備その他の資源を使用して行った研究より生じた発明」、及び「公的に支給された研究経費を使用して大学で行った研究より生じた発明」としたが、学内から判断基準が曖昧であるとの指摘があった。

【改善点】

2006年から職務発明を改め、2003年改正特許法の「職務発明」の趣旨に沿って「教職員等の創出した知的財産が、その性質上本学の業務範囲に属し、その発明等をするに至った教職員等の行為が本学におけるその者の現在または過去の本学での職務に属する発明等を、職務発明として認定する発明の対象とする。なお、本学が支給または管理する資金を使用して行った研究、または本学の施設または設備などの資源を利用して行った研究の結果生じた発明等については、原則として職務発明として取り扱う。」として判断基準を明確にした。

発明開示

本学教員からの発明開示前に、共同研究企業、教員の兼業先企業から共同発明を開示され、大学（知的財産本部）が知財創出の主導権を得られないケースがあり、教職員による発明等の全件開示を促す必要があった。

【改善点】

2007年に職務発明規則を改定し、「職員等は、発明等を為した際に、いかなる他者にも予め開示してはならず、全ての発明とその全ての内容を知的財産本部に速やかに届け出ることを遵守しなければならない。」と定めて、共同研究、受託研究、兼業における発明について、その一元的窓口としての知財本部の機能と役割を周知した。

知的財産に関する紛争に対する取組み

2004年から、実施許諾契約、特許法、民法、商法、独占禁止法の指導助言と研修を顧問弁護士から受けている。また、知財ガイドライン及び職務発明規則(WEB 公開)に本学の知財実施による損害賠償訴訟での支払い免責を明記している。

【改善点】

意図せざる技術流出の防止のために、2007年度に安全保障貿易管理説明会により学内周知を行い、安全保障貿易管理準備委員会の設置、海外との産学連携における生物多様性条約も考慮した有体物の輸出入、研究者や学生の受け入れ時対応を含めた安全輸出管理のための学内規程案の策定、チェックリスト作成等の検討を行った。

利益相反マネジメントに関する取組

利益相反マネジメント委員会（2005年設置）が全学教職員を対象に調査を実施している。本調査実施に当たり「利益相反の考え方」等、啓発資料を同時に配布したところ、担当部署に多数の照会があり、教職員の利益相反マネジメントの取組みに対する関心を高めることができた。現在まで深刻な利益相反事象は報告されていない。

知的財産の管理

当初、特許管理用の市販のデータベースを導入運用したが、発明者が実施する共同研究等との干渉等を出願以前に検討すべきであり、大学の特有の管理運用には市販データベースは適当ではなく（紙）包袋での管理に頼る結果となった。

【改善点】

現在は、本学独自の特許データベースを開発し、包袋による管理と併用している。特許データベースは、期限管理、JST 外国出願支援申請、プロジェクト申請、共同研究・受託研究と知的財産の対応、研究発表論文資料、外部資金調達状況、科研費申請資料等を包括的に管理するに至り、効果的管理運用を行えるようにデータ整合確認などの試験運用を行っている。

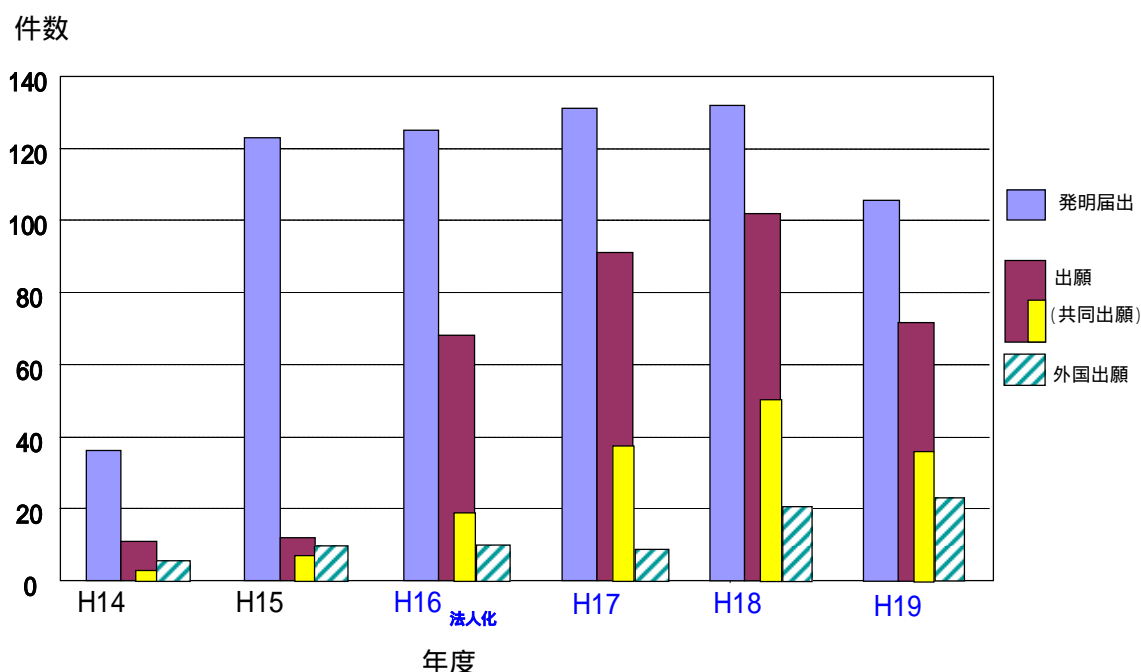
有用な知財の選別のための合理化と迅速化

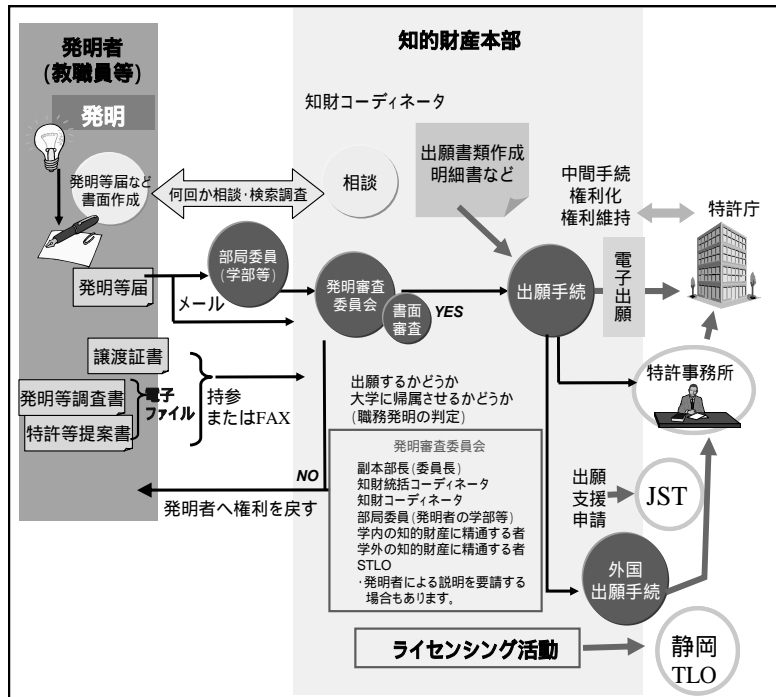
新規性、市場性及び事業化可能性の調査と、関連技術の事前調査を並行して行い、権利化すべき有用な知財を選別して機関帰属とし、迅速に出願・権利化している。

【改善点】

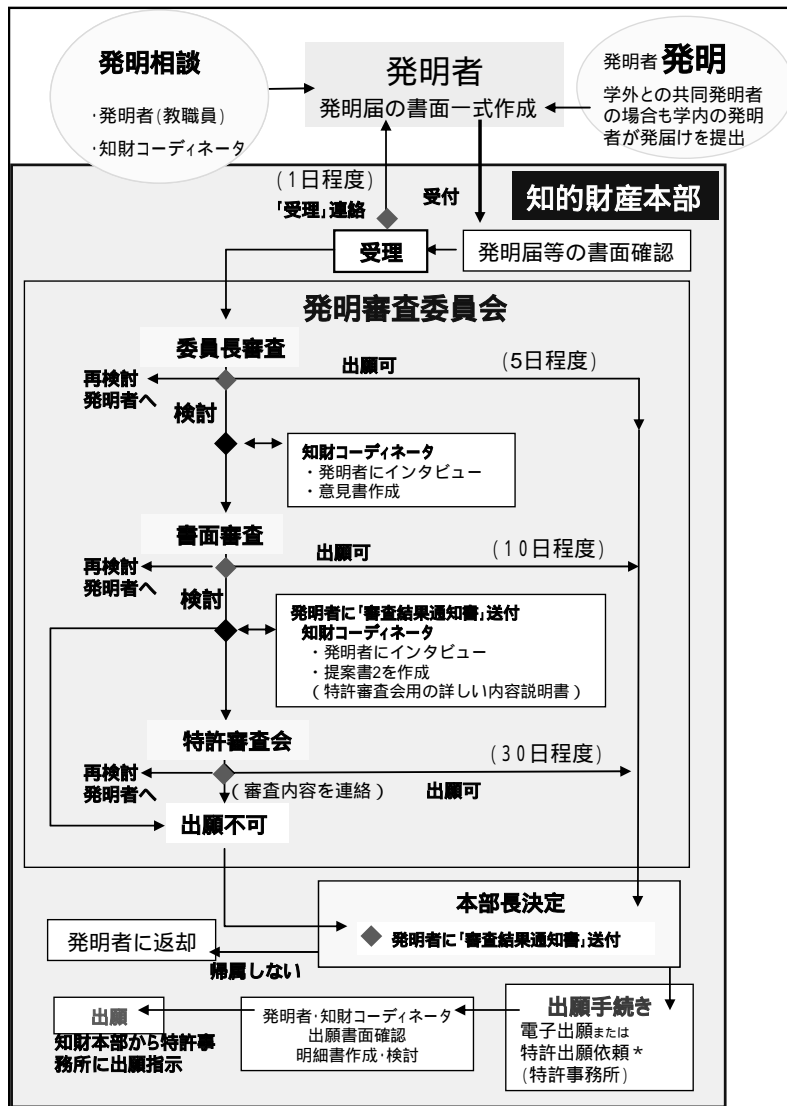
出願判断は権利帰属の決定となるために、知財本部長をイノベーション共同研究センター長の兼務から研究情報担当理事の兼務と改め、発明審査体制をさらに合理化、迅速化する改正を2006年に行った。具体的な審査フローとして、法人化直後（2004年）は発明審査委員会での合議で審査したが、現在は、これを迅速化するために発明審査委員長が始めに審査を行い、知的財産本部長が裁定する流れとした。

また、審査請求までに実用化可能性を見出せない出願、国際調査報告で否定的な出願は機関帰属から除き（発明者に返却）、経費と人的コストを抑制した。発明者への返却の際の明確な理由説明によって、次の発明提案では、より特許性実用性の高い発明開示が行われる効果が得られている。





平成 16 年の出願・審査請求・権利維持等の審査体制



平成 18 年からの出願・審査請求・権利維持等の審査体制

(2) 「特許取得及び特許の活用を拡大する。」

知的財産の活用に関する方針

本学は、法人化以後、知的財産の機関帰属を定め、その創出・管理・運用を大学自体が主体的に取り組むことにより、産学官連携による社会貢献を推進することを定めた。大学は特許、プログラム、研究成果有体物等の顕在化・権利化・技術移転を知的財産本部に一元的に担務することで、法人化前の産学官の連携実態の見直しと再構築を、極めて効果的に行うことが可能となった。

一方、職務発明規則で知的財産本部の取り扱う知的財産権の範囲を定めたにも関わらず、知的財産本部を設置して以降、広義の知的財産、つまりソフトウェア、論文、著作権、商標、意匠などに関する問題が発生する度に、知的財産本部がコンサルティングを含めた関与を学内外から求められる結果となっている。

【改善点】

知的財産権の機関帰属化による本学の産学官連携への顕著な効果は、従来の「非契約型連携」から「契約型連携」への転換である。大学の知財の活用方策は、共同研究、受託研究、研究成果有体物の提供、技術相談と指導を経た実施許諾や権利譲渡となる。これらを含めた技術移転を本学の知財活用方針とした。

知的財産活用の取組

法人化前、事業化へ向けた研究は評価されなかったため、教員の知的財産権・ノウハウの提示や、展示会への出展、研究紹介などの機会は殆ど設定されず、教員のモチベーションも殆ど働かなかった。

【改善点】

知的財産ポリシーや職務発明規則によって、知財創出を研究成果として評価する体制を構築し、「イノベーションジャパン」、JST との共催による「新技術説明会」などの効果的アピールが行える“出会いの場”の利用を数多く積極的に設定して、活用の実績に繋がっている。

技術移転の方策と成果

企業との契約型連携を可能とする方策として、研究成果・技術内容を権利化された形態あるいは顕在化した形で開示しており、効果的に技術移転が行われている。その結果、大学研究者のモチベーションは大きく高まり、大学研究者が知的財産本部に積極的に発明開示を行う事で、研究成果を企業が連携し易い『可視化した事と物』として形成し、自らの研究の基盤部分をアピールするに至っている。企業側は、むしろ契約型連携を指向しており、契約型連携への転換は、敷居が感じられず気安くアプローチすることが可能となって大学の有用な研究成果の活用が明確になったと評価され、実績につながった。『敷居の高さ』は、大学の研究を企業で適応しようとする際の不明確さに起因している部分があったと考えられる。

JST との共催による新技術説明会での効果は歴然としており、大学の研究者による企業へのアピールが可視的に行われたケースは、これまで行った新技術説明会の集計（下表）が示す通り、様々な形態での技術移転が行われる可能性が極めて高い。

具体的な進展について(準備中・交渉中)						具体的な進展について(成約済み実施済み)					
技術指導の実施	サンプルの提供	共同研究 受託研究 の実施	研究会 の発足	特許の 実施契約	その他	技術指導 の実施	サンプル の提供	共同研究 受託研究 の実施	研究会 の発足	特許の 実施契約	その他
2	10	12	1	3	0	6	19	22	2	7	3

イノベーション共同研究センター・知的財産本部の関与による外部資金の導入実績の例

(平成19年度の4月～8月までの例)

	項目	受託額等	件数	間接経費 (単年度当り)	担当
共同 研究費	参考データ(平成18年度) (コーディネーターによる導入)	約1.3億円	114件	500万円	コーディネーター
受託 研究費	知的クラスター創成事業 (約5億円×5年)	約3.3億円 (単年度)	1件	3300万円 (共同研究扱い)	専任教授
	JSTシーズ発掘試験 (200万円/件)	3200万円	16件	960万円	コーディネーター
	JSTサテライト静岡 F/S助成 (200万円/件)	800万円	4件	240万円	コーディネーター
	JSTサテライト静岡 育成研究(3年間×2600万円/件)	7800万円 (単年度)	3件	1800万円 (19年度から)	専任教授 コーディネーター
	NEDO「若手研究グラウンド」 (6500万円/件)	1.3億円 (4年間)	2件	750万円	コーディネーター
特許等 実施料	特許実施許諾、研究成果有体 物、プログラム等	約700万円 8月時点	3件	約390万円 (研究G+大学への配分)	知的財産本部 産学連携チーム
	(単年度当り)	約6.9億円		約7900万円	

技術相談の有料化

法人化前は、公務員である教職員が属する国が事業をすることに大きな制限があったが、法人化後は、活動を拘束する条件は大幅に緩和されるべきであると考え、技術相談の有料化をすすめた。兼業での技術相談は兼業という教員個人の産学連携であり、利益相反マネジメントによる安心できる兼業を実現することが重要である。ただし、各教員の本来業務である研究活動に資する兼業は、利益相反を内包しており、大学での業務である研究活動から得られる成果の社会貢献の妨げとなる場合もあり、訴訟などの危機状況も生じうる。以上を踏まえ、本学では兼業規定の「引き締め」ではなく、共同研究に至る前段階での技術相談で、教職員への低額のインセンティブを含んだ有償の技術相談ルールを設けた。これは、兼業の寄付金によるインセンティブではなく、兼業からの明確な分離を行うべく実施しており、企業にも好評である。これにより以下の成果が得られている。

- ・ 有料化による教員の責任ある対応と企業側が求める指導内容の明確化
- ・ 企業側が求める研究指導者としての人柄の確認
- ・ 特に近隣の地域(中小)企業との連携促進
- ・ 教員等が守秘について企業側から求められた際の対応を大学が組織として教員の相談に応じて企業との対応が行える。
- ・ 相手先の営業秘密を受け取る場合には、大学が受け取り教員に責任管理させる。

知的財産本部の産学官連携の成果

計画目標値の達成状況

1. 発明件数

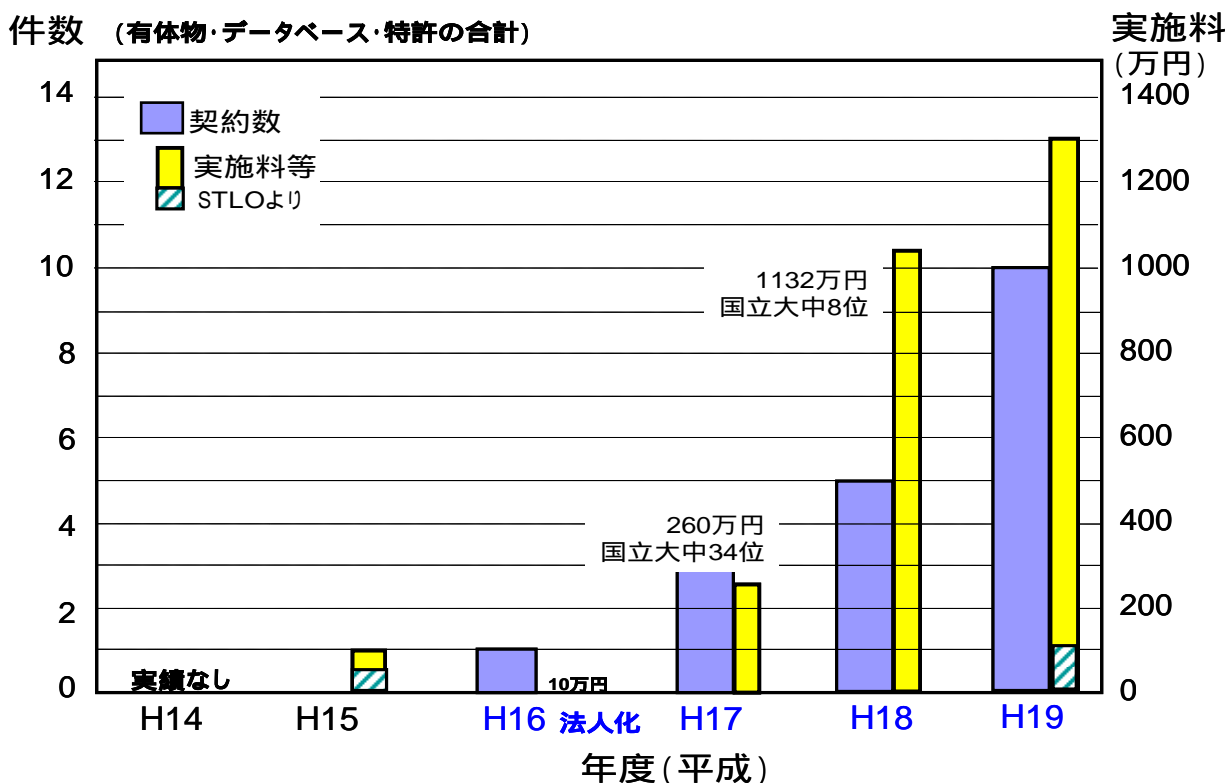
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(目標値)			100		120
発明件数	123	127	134	134	104

2. 特許出願・取得件数(国内・外国)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(特許出願件数の目標値)			70		90
特許出願件数	27	81	95	124	94
(特許取得件数の目標値)			(40)		(50)
特許取得件数(累計)	4(42)	7(46)	5(41)	8(45)	12(51)

3. 知的財産の活用(実施)実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(活用件数の目標値)			15		20
活用件数(契約件数)	1	1	6	12	16
ライセンス等収入	200千円	100千円	3,096千円	11,741千円	13,096千円



4.知的財産の活用実績

知的財産権 実施許諾等の状況 (平成16年度～平成19年度) 単位：円

注：(V.C.)は、大学発ベンチャーからの知的財産の実施に関わる収入

案件No	年度	学部	学科	活用形態	実施料等 (一時金等)	ランニング ロイヤリティ
1	16	情報学部	情報科学科	データベース	100,000	なし
平成16年度契約金額の合計					100,000	0
2	17	工学部	物質工学科	実施許諾	300,000	
3	17	工学部	物質工学科	実施許諾	300,000	
4	17	工学部	電気電子工学科	実施許諾	2,000,000	なし
平成17年度契約金額の合計					2,600,000	0
2	18	工学部	物質工学科	Option 契約	0	(未実施)
5	18	電子工学研究所	ナビジョン	データベース(回路)	500,000	なし
6	18	工学部	電気電子工学科	実施許諾	5,250,000	(未実施)
7	18	工学部	物質工学科	譲渡	210,000	なし
8	18	農学部	環境森林科学科	Option 契約	0	(未実施)
9	18	工学部	物質工学科	Option 契約	0	(未実施)
10	18	電子工学研究所	ナビジョン	譲渡	105,000	なし
11	18	工学部	システム工学科	実施許諾	5,250,000	(未実施)
平成18年度契約金額の合計					11,315,000	0
6	19	工学部	電気電子工学科	実施許諾済	次年度収納	
8	19	農学部	環境森林科学科	再実施許諾	262,500	
8	19	農学部	環境森林科学科	Option 契約		10,145
12	19	工学部(V.C.)	電気電子工学科	維持管理料	100,000	なし
13	19	電子工学研究所(V.C.)	ナビジョン	維持管理料	105,000	なし
14	19	電子工学研究所(V.C.)	ナビジョン	実施許諾	1,050,000	なし
15	19	創造科学技術大学院	(工・物質)	譲渡	105,000	なし
16	19	電子工学研究所	ナビジョン	譲渡	867,772	
17	19	工学部	電気電子工学科	有体物譲渡	105,000	
18	19	電子工学研究所	ナビジョン	実施許諾	9,450,000	Option
19	19	工学部(STLO 配分)	機械工学科	実施許諾	219,180	
20	19	工学部(STLO 配分)	機械工学科	実施許諾	202,500	
21	19	工学部(STLO 配分)	機械工学科	実施許諾	196,342	
22	19	工学部(STLO 配分)	電気電子工学科	実施許諾	162,704	
23	19	工学部(STLO 配分)	機械工学科	実施許諾	53,518	
24	19	工学部(STLO 配分)	電気電子工学科	ランニング	0	2,120
25	19	工学部(STLO 配分)	電気電子工学科	ランニング	0	204,216
(STLO からの配分合計 1,040,580)					834,244	206,336
平成19年度契約金額の合計					13,095,997	12,879,516
平成16年度～平成19年度の合計					27,110,997	26,894,516
					26,894,516	216,481

5. 共同研究受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(共同研究件数目標値)			150		180
共同研究件数	137	200	236	259	249
共同研究受入額	234,998千円	280,836千円	355,739千円	399,695千円	296,713千円


6. 受託研究受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(受託研究件数の目標値)			70		80
受託研究件数	76	79	85	104	113
受託研究受入額	582,548千円	651,333千円	777,155千円	952,984千円	1,024,133千円

7. 大学発ベンチャー創出件数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(ベンチャー創出件数の目標値)			5		6
ベンチャー創出件数	0	7	4	4	4

技術移転の事例

光を用いた小型で簡便な酸素飽和度測定装置の製品化		国立大学法人静岡大学 知的財産本部
<p>要約</p> <p>本技術は、学内の発明者から共同出願の提案への発明相談を受け、知的財産本部が目利きをして上位概念として見出した単独発明である。科学技術振興機構との「第2回静岡大学との連携による新技術説明会」での紹介を行った。この際の多数の企業からの問合せに、知的財産本部が各社との交渉を重ね、発明者と協議した結果、その中から株式会社アステムが最も適切と判断し、共同研究契約と特許実施許諾契約を締結した。産学官連携コーディネーターが技術指導の橋渡しを行って製品化に結びつけた。</p>	<p>「運動負荷モニター」イメージ図</p>  <p>株式会社アステムが試作した小型で簡便な酸素飽和度測定装置「運動負荷モニター」のプロトタイプ。近赤外光による無侵襲的な酸素飽和度の測定センサー部（左）。ワイヤレスで測定データを受信しデータロギングするパソコン（中）。筋肉疲労への負荷をリアルタイムでモニターしながら、適切な運動を行うイメージ（右）。</p>	
<p>創出</p> <p>産学官連携のきっかけ（マッチング）</p> <p>本連携は、平成18年の第2回「静岡大学との連携による新技術説明会」の発明者庭山准教授による発表をきっかけとして、株式会社アステムとの検討を開始し、試作・開発を経て、はじめて「運動負荷モニター」として製品化されました。</p>	<p>管理</p> <p>知財管理（特許化、知財保護）</p> <p>特許出願：国内 1件、 海外 1件（PCT）</p> <p>「内包物質の光学的吸収量測定方法及装置」 発明者：庭山雅嗣 出願人：静岡大学</p>	<p>活用</p> <p>技術移転の概要</p> <p>技術への貢献</p> <p>ヘモグロビン中の酸素による吸収波長の近赤外光を用いた筋肉組織中の酸素飽和度の測定は、以前より行われており、リアルタイム性に優れた方法として医学的・生理学的にも有用性が期待されていました。但し、筋組織を対象とした測定を行う場合、筋肉の手にある脂肪や皮膚の層が測定データに大きく影響し、表層組織の影響などにより30%以上もの誤差が生じ測定値の定量的な評価が困難でした。</p> <p>従来より空間分解法を用いれば酸素飽和度の誤差は少ないとされていましたが、この点を踏まえ、脂肪・骨・皮膚などの介在組織の影響を測定対象に応じたパラメータを入力するだけで、補正式が選択され、誤差を2-3%程度に抑えることが可能を見出し、測定の為の方法・装置・プログラムを研究開発した。</p> <p>この研究内容にいち早く注目した株式会社アステムは、この新技術説明会での個別相談をきっかけとして製品化への検討を開始し、試作・開発を経て、小型で簡便な酸素飽和度測定装置「運動負荷モニター」の製品化に成功しました。</p> <p>これにより高い精度で、人が運動している時の身体への負荷がどの程度であるかを測定することが可能となりました。</p>
	<p>共同研究</p> <p>酸素飽和度測定装置の実用化の研究 平成18年9月～平成19年3月 株式会社アステム</p> <p>血中酸素濃度計の高機能化に関する研究 平成19年6月～平成20年3月 株式会社アステム</p>	
<p>連携機関</p> <p>静岡大学工学部 電気電子工学科 准教授 庭山雅嗣 浜松医科大学 量子医学研究センター 准教授 山本清二 株式会社アステム 代表 鈴木 光 静岡大学 知的財産本部</p>		
<p>受賞歴</p>		<p>実施料等収入の種別</p> <p>実施許諾一時金</p>
		<p>実施料等収入（累計）</p> <p>（金額の公表は不可）</p>

<h2>瞬間を連続撮影するデジタル高速度カメラ</h2>		国立大学法人静岡大学 知的財産本部
<h3>要約</h3> <p>文部科学省知的クラスター事業「浜松オプトロニクスクラスター」の機能集積イメージングデバイス開発グループの静岡大学川人教授によって、3500枚/秒の高速度イメージセンサが開発されました。このイメージセンサは、高速低電力のAD変換器を用いており、静岡大学知財本部の事業化へ橋渡しによって、(株)フォトロンは連続的にパソコン等にデジタル記録できるダイナミックレンジの広い、高速度カメラとして完成させ比較的廉価で製品化しました。</p>	<h3>高速度カメラとそれに搭載したイメージセンサ</h3>  <p>写真(右)は、512x512画素の巡回型A/D変換器を搭載した高速度デジタルCMOSイメージセンサ。写真(左)は、そのイメージセンサを搭載しデータ記録回路、インターフェース回路を備えた高速度カメラ。</p>	
創 出	管 理	活 用
<h4>産学官連携のきっかけ(マッチング)</h4> <p>川人教授は高速のAD変換器を用いた高速のイメージセンサを開発しており、(株)フォトロンはデジタル方式の高速度カメラを企画していた。知的財産本部が特許権、浜松地域知的クラスターが研究開発資金を確保する事によって製品化された産学官連携の成果となった。</p>	<h4>知財管理(特許化、知財保護)</h4> <p>特許取得：国内 1件、海外 2件 「A/D変換アレイ及びイメージセンサ」</p> <p>特許出願：国内 2件、海外 0件 「A/D変換アレイ及びイメージセンサ」</p>	<h4>技術移転の概要</h4> <h5>技術への貢献</h5> <p>— 高速度、高グレースケール諧調を実現する3500frame/s、512x512画素の高速度デジタルCMOSイメージセンサを開発しました。提案するセンサは、全差動カラム巡回型A/D変換器を集積することで、3500frame/sの高速度撮像においても12bitの高グレースケール性能を得ます。電子シャッタ機能と高感度特性を得るため、S/H回路とチャージアンプ回路を組み込んだ画素回路を新たに考案しました。試作した回路のダイナミックレンジは60dB、感度性能は従来発表の2倍以上を達成しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい：12ビットの高諧調特性(従来は8~9ビット) ・高速：全画素同時シャッタ機能 ・明るい：チャージアンプ式高感度画素 従来比2倍(20V/ix・s) <h5>社会への貢献</h5> <p>人間の眼や通常のビデオカメラでは捉えきれない瞬間の現象をスローで見えるようにすることで、瞬間に何が起きているのかを理解することに効果を発揮します。例えば自動車の衝突時の安全性を高める場合、まず、自動車が衝突する瞬間を撮影し、スローモーションで観察し、どの部分が弱いのか理解することではじめて、どの部分をより頑丈に設計するかを検討することが可能になります。従来より廉価で使い易いカメラであり、記録部が、パソコンに接続されており、解析を迅速に行いたい場合に便利です。様々な用途に使われることになります。</p>
<h4>共同研究</h4> <p>車載用高性能イメージセンサ(高速度イメージセンサ)開発 平成18年4月~平成19年3月 株式会社フォトロン</p>	<h4>連携機関</h4> <p>静岡大学電子工学研究所 川人祥二 教授 静岡大学 知的財産本部 (株)浜松地域テクノポリス推進機構 浜松地域知的クラスター (株)フォトロン</p>	<h4>受賞歴</h4> <p>産学官連携功労者表彰「文部科学大臣賞」受賞 知的クラスター創成事業「浜松オプトロニクスクラスター」</p>
<h4>実施料等収入の種別</h4> <p>実施許諾一時金</p>	<h4>実施料等収入(累計)</h4> <p>(金額の公表は不可)</p>	

<h2>軽く丈夫な椅子 ハイブリッド木質素材の接合構造の解析と実証</h2>		国立大学法人静岡大学 知的財産本部
<h3>要約</h3> <p>静岡県知的所有権センターの特許流通アドバイザーから、静岡の家具デザイナーが家具用の新しい木質素材を考案し、接合構造を解析できる研究者を求めて来た。静岡大学知財本部は、強度が実証できれば特許化できることから、木質の接合構造解析の専門家である学内研究者を紹介し、強度が実証され特許出願した。椅子の素材として、ユニークなデザインが行えることから、近隣の家具メーカーでの量産が始まり製品化された。また、デザイナーも評価を受けるに至った。</p>	<h3>低密度の木材を活用した軽く丈夫な椅子</h3>  <p>図は、低密度木材と高密度木材の組み合わせによる接合方法のハイブリッド・モノコック構造を示す。写真は、この構造を利用した椅子。軽量で丈夫なデザインも優れる。</p>	
創 出	管 理	活 用
<h4>産学官連携のきっかけ(マッチング)</h4> <p>県内産業界の技術開発状況に詳しい静岡県知的所有権センターの特許流通アドバイザーと、教員の研究内容・専門性を熟知している静岡大学知的財産本部との普段からの情報交換から生まれた連携プレーが、新素材の開発、新しいデザイン創出を支援した。</p>	<h4>知財管理(特許化、知財保護)</h4> <p>特許出願：国内 1件、PCT 1件</p> <p>「低密度木材を活用できる木質構造材、並びにこれを用いた接続構造、並びにこの接続構造を用いた構造体、並びにこの接続構造の形成方法」</p>	<h4>技術移転の概要</h4> <h5>技術への貢献</h5> <p>— 強度面で一定の限界がある低密度木材を使用しながらも、十分な強度を発揮できるように活用の途を広げた低密度木材の活用可能な木質構造材、これに用いる新規接続構造を見出し、新しい可能性を示した。</p> <p>デザイン面では、単純さを感じさせず愛着が得られるデザインを有する家具などの仕器は、結果として長く使われることにより環境保全に繋がるが、構造的強度を伴った合理的機構を必要とするため、その設計には十分な経験が必要とする。剛性と軽量性を備えた複合材料による新規の構造素材を椅子などの家具に用いるための新規な接合構造の耐久性と破壊限界のシミュレーションと実際の強度試験を行い、新素材における合理的な接合構造を決定した。</p> <h5>社会への貢献</h5> <p>— 資源循環型の木質構造物の利用を促進するために、戦後大量に植林された国産針葉樹の小径・中径材の利用、建築解体材や木材産業から排出されるリサイクル材と海外の植林材をハイブリッド化して新しい木質の利用を見出した。</p>
<h4>共同研究</h4> <p>異樹種複合によるインテリア素材の開発 平成18年9月~平成19年3月 ノギムラカンパニー</p>	<h4>連携機関</h4> <p>静岡大学 農学部 生活圏環境学講座 教授 鈴木 滋彦 静岡大学 知的財産本部 ノギムラカンパニー 家具デザイナー 野木村 敦史 静岡県知的所有権センター 特許流通アドバイザー 風間 泰寛</p>	<h4>受賞歴</h4> <p>家具デザイナー 野木村氏 東京国際家具見本市 SOON JDN賞受賞 100%DESIGN TOKYO 100% DESIGN PREMIO受賞</p>
<h4>実施料等収入の種別</h4> <p>再実施許諾一時金(ランニング)</p>	<h4>実施料等収入(累計)</h4> <p>(金額の公表は不可)</p>	

- (3) 「知的財産本部を中心に、静岡 TLO との連携を強化し、技術移転を促進すると共に特許取得数拡大を目指す。(平成 16 年度 25 件、中期目標期間中に倍増を目指す)」

TLO との連携

知財本部は、静岡 TLO と業務委託契約を締結し、新規出願を含めた本学保有特許約 60 件のライセンス委託など、再実施権契約によって連携を行ってきた。しかし、地域の大学の産学官連携活動が活発化したため、静岡 TLO をさらに発展させて地域における新しい技術移転体制が求められるに至った。(財)浜松科学技術研究振興会(以下「財団」)の事業部門である静岡 TLO は、機関帰属への対応を行えず、将来での赤字収支が予想される状況である。そのため財団はライセンス業務の事業部を廃止して、新しい技術移転組織の設立に協力することとなった。

【改善点】

県内 22 大学の協議会である「大学ネットワーク静岡」は、静岡県と県内大学が協力して設置する各大学の知財戦略と連動する新しい技術移転組織である「静岡 TTO」(仮称)を平成 20 年度に実現することを目指している。現在、浜松医科大学、静岡県立大学、静岡理科大学、本学の実務者をメンバーとした「新 TLO 設置準備会」は、協働して企画立案を行っている。今後、文科省、経産省、自治体などの関係諸機関との具体的調整を進めていく。

特許取得件数

平成 16 年度 25 件、中期目標期間中に倍増を目指す計画であったが、有用特許のみを権利化する方針に転換した。

- (4) 「知的財産創出のための地域産学官連携プロジェクト研究、ベンチャー起業を目指した研究、新産業の萌芽となる未踏技術研究開発をそれぞれ推進する。」

地域(社会)との連携に関する取組

(財)浜松テクノポリス推進機構との連携で第一期知的クラスター創成事業を開始した。また都市エリア産学官連携促進事業が静岡県立大学、東海大学、静岡県公設試で行われ、豊橋技科大では別プロジェクトが行われた。また静岡県立癌センター、遺伝研を中心に富士山麓先端健康産業集積構想が行われた。本学の企業との共同研究(平成 18 年度 256 件全国大学中 11 位)は、全件数のうち浜松地域が 1/4、県内企業が半数を占めており、県西部の製造業との連携が特徴である。

他大学等への成果の普及に関する取組

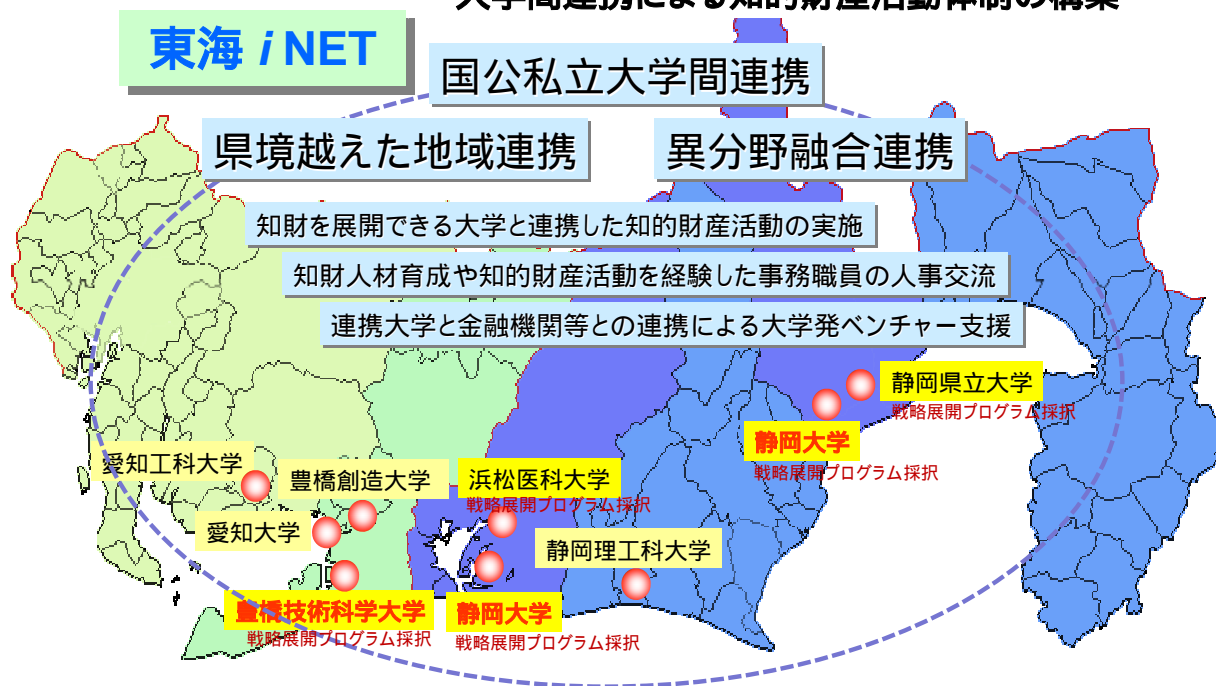
県内の各大学等および自治体からは、知財本部整備事業で培われた本学知的財産本部の経験と可能性が大いに期待されている。これに答えるべく一元化後の地域の大学等との新たな連携体制の構想として、平成 19 年度中に豊橋技術科学大学、浜松医科大学、静岡県立大学、静岡理科大学の知的財産部門との連携体制を整えた。また文部科学省産学官連携戦略展開事業(戦略展開プログラム)「東海 iNET」構想に豊橋技術科学大学と共同で申請を行った。

イノベーションの真意である新産業の創生に至るためには、優れたシーズについて、多くの研究機関と実施企業による幾段階もの連携協力が必要であり、広範囲のバリューチェーンによる応用展開が不可欠である。地域の他大学、公設試あるいは中小企業との相互連携した研究開発が行えるマネジメント体制の整備、産学連携人材の養成と配置が必要不可欠であり、本地域の採択校であった本学が担うべき課題であり、県境を越えて豊橋技科大学との協働で以下を進めている。

- ・地域の大学、公設試、自治体を支援する産学官連携のための情報共有の場の形成
- ・研究分野毎の拠点校を中心とした、他大学との連携による産学官連携活動
- ・知的財産活動を経験した事務職員と他大学、自治体との人事交流
- ・国公私大学等で知的財産活動を行う人材を雇用するための連携
- ・事業可能性技術評価・参入市場調査・経営基盤安定計画立案の支援
- ・静岡県内の試験研究機関の総意に基く技術移転組織を設立

知的財産権の機関帰属化による産学連携への顕著な効果は、従来の非契約型の産学官連携から契約型の産学官連携への転換である。この実績が見え始めている現在の状態での、産業界との信頼関係をさらに密接なものとするのが重要である。「知財創出から事業化へ」の過程が確実となる知的財産の品質とそれを保障する学内の体制確立が、必要な機能強化点である。

東海地域からイノベーションを創出する 大学間連携による知的財産活動体制の構築



(5)「技術移転促進のための産学官交流・協働の場(技術交流会、相談会、懇談会)などを実施して、これを活用する。」

知的財産活用へ向けた活動

新技術説明会

2005.06.02～03(主催:静大・JST) 17件を紹介
 2005.07.29(主催:JST、共催:CIC) 2件を紹介
 2006.03.17(主催:JST、共催:CIC) 2件を紹介
 2006.06.02(主催:静大・JST) 10件を紹介
 2006.07.21(主催:JST、共催:CIC) 2件を紹介
 2006.09.13～15 イノベーション・ジャパン 2006 10件を紹介
 2007.06.01(主催:静大・JST) 10件を紹介
 2007.07.12～13(主催:岐阜大、静大、豊橋技術科学大、名古屋工業大、三重大、JST) 4件を紹介
 2007.07.27(主催:JST、共催:CIC) 2件を紹介
 2007.09.12～14 イノベーション・ジャパン 2007 9件を紹介

知的財産意識の向上及び知的財産活用促進のための催事

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
知的財産説明会	2回	1回			
知財規則説明会				1回	
知的財産講習会	6回				
特許検索講習会	4回	2回			
特許講習会		5回			
知的財産講演・討論会	1回				
知的財産講演会		1回			2回
知財セミナー (部局訪問知財説明会)		2回	8回		
技術移転に係る目利き 人材育成研修会(JSTと共催)			1回		
知財基礎座学				2回	
知的財産検定団体受検				1回	2回
知財実務セミナー					4回
特許調査スタッフ育成セミナー					2回
アントレプレナー講演会	2回	1回	1回	1回	1回
地域連携知的財産シンポジウム		1回			
国際技術移転シンポジウム					1回
新技術説明会(JST共催)			3回	2回	3回
イノベーション・ジャパン		1回	1回	1回	1回

知的財産本部による主催または参加の催事（2007年度の例）

1) 第1回知的財産講演会、[第1期]第1回特許調査スタッフ育成セミナー

日時: 2007年5月10日(木) 15:00 ~ 17:50

場所: 静岡大学浜松キャンパス 佐鳴会館

【内容】

大学教職員が、研究成果を権利化して広く社会で活用するために必要な知的財産権のしくみと意義を十分に理解することを目的として行った。講師に山口大学知的財産本部長佐田教授をお招きして、研究から発明が創出されて権利化するまでに研究者がどのような考えでどのような用意をすればよいかについてお話し頂いた。

【プログラム】

1. 「知的財産権を産学連携に活かそう」
静岡大学知的財産本部副本部長 出崎 一石
2. 「大学知財への支援について」
JSTイノベーションサテライト静岡事務局長 二階堂 知己
3. 「理工系学生、大学研究者として知っておきたい知的財産の知識」
山口大学教授 知的財産本部長 佐田 洋一郎

2) [第1期]第2回特許調査スタッフ育成セミナー

日時: 2007年5月18日(金) 15:00 ~ 17:30

場所: 静岡大学イノベーション共同研究センター 111会議室

【プログラム】

1. 「自分で特許情報検索をするために知っておきたいこと」
浜松地域知的所有権センター 特許情報活用支援アドバイザー 吉田 典江
2. 「知りたい特許情報の探り方」
居藤特許事務所 弁理士 静岡大学知的財産アドバイザー 居藤 洋之

3) [第1期]第3回特許調査スタッフ育成セミナー

日時: 2007年5月24日(木) 16:00 ~ 18:30

場所: 静岡大学イノベーション共同研究センター 111会議室

【プログラム】

1. 「NRIサイバーパテントで特許情報検索をやってみよう」
NRIサイバーパテント 小野塚 智和

4) 静岡大学との連携による新技術説明会

日時: 2007年6月1日(金) 10:00 ~ 17:00

場所: 独立行政法人科学技術振興機構 JSTホール

【内容】

静岡大学の未公開特許を含むライセンス可能な特許技術について、発明者自身が企業関係者を対象に実用化を展望し発表を行った。参加者は延べ949名、個別相談は計29件と盛況のうちに終了した。また、本説明会での発表をきっかけとして、共同研究の交渉中5件、特許実施契約の交渉中1件、サンプル提供の成約1件の成果となっている。

【プログラム】

1. バイオマス廃棄物を無害の気体に分解処理し有用物質も抽出
工学部 物質工学科 助教 岡島 いづみ
2. 無農薬で病害を防いで植物をすくすく栽培できる有機肥料
工学部 物質工学科 教授 中崎 清彦
3. パラの香りを作り出す酵素の利用
創造科学技術大学院 統合バイオサイエンス部門 教授 渡辺 修治
4. アニオンを選択的に捕らえ可逆的にゾル - ゲル相転移する超分子ゲル
理学部 化学科 助教 山中 正道

5. 長尺カーボンナノチューブ(CNT)の合成とCNTによる綺麗なコーティング
工学部 電気電子工学科 准教授 井上 翼
6. ナノ微粒子を電気泳動法を用いて固定する
工学部 機械工学科 准教授 岩田 太
7. 冷間押し出しで無駄なく速く正確な歯車を作る
工学部 機械工学科 助教 吉田 始
8. 埋め込み型センサデバイスに用いる小型の超低電力データ通信装置
電子工学研究所 研究員 伊藤 真也
9. カメラを振ることによって操作できる画像表示システム
情報学部 情報科学科 教授 中谷 広正
10. 凸凹を速やかに測る高精度な3次元距離計測
工学部 電気電子工学科 准教授 橋本 岳



5) 第6回 産学官連携推進会議

日時: 6月16, 17日(土, 日)

場所: 国立京都国際会館

【内容】

静岡大学知的財産本部及びイノベーション共同研究センターにおける活動や本学保有の多分野にわたる最新の知的財産、共同研究成果、共同研究シーズの紹介を行った。

6) 東海5大学新技術説明会

日時: 2007年7月12日(木) 10:00 ~ 16:45

2007年7月13日(金) 10:00 ~ 16:45

場所: 独立行政法人科学技術振興機構 JSTホール

【内容】

静岡大学(幹事校)、岐阜大学、豊橋技術大学、名古屋工業大学、三重大学との連携により、2日間にわたり新技術説明会を開催した。2日間にわたり20テーマの発表が行われ、各大学の特色を出した有意義な説明会となった。静岡大学が、新技術説明会の開催準備から技術移転の方法までのノウハウの指導を行った。

【プログラム】(全20テーマの内 静岡大学の発表)

2007年7月12日(木)

1. 生体高分子の定量分析で高感度に測る

静岡大学 創造科学技術大学院 准教授 近藤 淳

2007年7月13日(金)

2. 木質リグニンの分解酵素を生み出す有用菌株

静岡大学 農学部 応用生物化学科 准教授 平井 浩文

3. 養殖魚と環境に良いやさしい産卵誘発剤

静岡大学 理学部 生物科学科 准教授 徳元 俊伸

4. 糖鎖を活用したインフルエンザウイルス吸着剤

静岡大学 農学部 応用生物化学科 教授 碓氷 泰市



7) CIC東京との連携による新技術説明会

日時: 7月27日(金)

場所: キャンパス・イノベーションセンター東京

参加大学: 秋田大学、山形大学、千葉大学、

東京工業大学、新潟大学、金沢大学、山梨大学、

静岡大学、同志社大学、奈良先端技術大学、鳥取大学、

岡山理科大学、広島大学、山口大学、愛媛大学、

九州工業大学、佐賀大学、熊本大学、鹿児島大学

【内容】

主にCIC東京に入居している大学の未公開特許を含むライセンス可能な特許技術について、発明者自身が企業関係者を対象に実用化を展望し発表を行った。当日は2会場で34テーマの発表が行われ、展示会場及び各居室での参加者からの質問や相談が多数あった。

【プログラム】

1. 高活性な二酸化チタン光電極を用いた水の浄化処理装置
静岡大学 工学部 物質工学科 准教授 前田 康久
2. プラズマでつくる冷たい炎
静岡大学 工学部 電気電子工学科 教授 神藤 正士

8)イノベーション・ジャパン2007

日時:9月12日(水)～14日(金)

場所:東京国際フォーラム

【内容】

大学見本市として今年で4回目を迎える本イベントは、今年も盛況で3日間の総来場者数は44,517人だった。静岡大学からは、新技術説明会で9テーマの発表、展示会場に10ブースを出展し、知的財産本部を含む産学連携担当者が研究者の全面的なサポートを行った。

【プログラム】

1. カラーセンシング機能を有する高選択的過塩素酸除去剤
機器分析センター 准教授 近藤 満
2. がん早期発見・早期治療のための医療材料のイノベーション
創造科学技術大学院 ナノマテリアル部門 教授 山下 光司
3. 光センサを利用した生体分子の高感度検出法
創造科学技術大学院 ナノマテリアル部門 准教授 近藤 淳
4. 分布増幅光ファイバ伝送路の高感度な多重散乱光干渉量の測定法
工学部 システム工学科 教授 相田 一夫
5. 支援ロボットのためのステップ・オン・インターフェース
工学部 機械工学科 准教授 松丸 隆文
6. 自己形成導波路作製技術による光配線
工学部 電気電子工学科 助教 富木 政宏
7. 上空からの情報収集システムとしての小型飛行船
工学部 機械工学科 助教 大津 広敬
8. アンテナ励起型マイクロ波放電メタルハライドランプを用いたライトエンジン
工学部 電気電子工学科 教授 神藤 正士
9. 気相カーボン挿入反応のナノ炭素合成への応用
理学部 化学科 教授 尾形 照彦



9)第2回知的財産講演会、[第2期]第1回特許調査スタッフ育成セミナー

日時:2007年10月4日(木)14:00～18:10

場所:静岡大学 静岡キャンパス 共通教育A棟 301

講師:山口大学教授、知的財産本部長(元特許庁審判部部門長) 佐田洋一郎

講演「条文ぬきで学べる知的財産権」

～大学教職員・学生として知っておきたい知的財産の知識～

1. 今なぜ大学が知財に取り組むのか
2. もしもあなたの大切なアイデアが盗まれたら
3. 「知的財産で守る」!とはどんな意味
4. 知財で大切なことは「知識より意識」

5. 開発商品にはどんな知的財産が存在しているのか？
6. 特許取得の三大要件（審査官の判断ポイント）
7. 学術研究と発明活動
8. 大学特有の発明者認定の問題点
9. 共同研究等での特許取扱いの注意点
10. 特許のもう一つの活用法（特許情報はあなたの有力な技術アドバイザー）
11. 研究者を特許紛争に巻き込まないために（研究ノートの正しい使い方他）

10) はままつ知財フォーラム

日時: 2007年10月5日(金) 13:30 ~ 16:30

場所: 浜松名鉄ホテル

主催: 国立大学法人静岡大学知的財産本部、はままつ産業創造センター

後援: JSTイノベーションサテライト静岡、(独)中小企業基盤整備機構関東支部

浜松商工会議所

【プログラム】

挨拶 静岡大学 理事 知的財産本部長 中村 高遠

はままつ産業創造センター センター長 塩田 進

講演 「知財はビジネスの主役へ！～企業経営に活かす知財活用術～」

山口大学教授、知的財産本部長 佐田 洋一郎

説明 「企業経営と知的財産戦略」

はままつ産業創造センター 特許流通アドバイザー 横山 博之

参加者: 計 96 名(企業 58 名、公的機関 25 名、大学 13 名)

11) [第2期]第2回特許調査スタッフ育成セミナー

日時: 2007年10月11日(木) 14:30 ~ 16:30

会場: 静岡キャンパス 共通教育L棟1階 実習室2

【プログラム】

1. 「自分で特許情報検索をするために知っておきたいこと」

講師: 静岡県知的所有権センター

特許情報活用支援アドバイザー 吉田 典江

2. 「知りたい特許情報の探り方」

講師: 太陽国際特許事務所

静岡大学知的財産アドバイザー 弁理士 醍醐 美知子

12) [第2期]第3回特許調査スタッフ育成セミナー

日時: 2007年10月18日(木) 14:30 ~ 16:30

会場: 静岡キャンパス 共通教育L棟1階 実習室2

【プログラム】

1. 「NRI サイバーパテントで特許情報検索をやってみよう」

講師: NRI サイバーパテント事務局 長久保 順一

13) 知財実務セミナー 第1回著作権セミナー

日時: 2007年10月25日(木) 13:00 ~ 14:30

場所: 静岡大学浜松キャンパス 111会議室

講師: 静岡のぞみ法律特許事務所弁護士・弁理士 野末 寿一

14) 知財実務セミナー 第2回PCT出願セミナー

日時: 2007年11月7日(水) 14:00 ~ 15:30

場所: 静岡大学浜松キャンパス 111会議室

講師: はままつ産業創造センター 特許情報活用支援アドバイザー 吉田 典江

15) 第3回 ビジネスフェア2007

日時: 2007年11月7日(水) 10:00 ~ 17:00

場所: ポートメッセなごや

16) 知財実務セミナー 第3回外国特許事務セミナー

日時: 2007年11月13日(水) 14:00 ~ 16:00

場所: 静岡大学浜松キャンパス 111会議室

講師: 太陽国際特許事務所

17) メディカルイノベーションフォーラム2007

日時: 11月20日(火) 10:30 ~ 19:00

場所: 静岡大学浜松キャンパス 佐鳴会館

【内容】

静岡大学、浜松医科大学と企業との連携による新製品開発を目指して、フォーラムを行った。

【プログラム】

1. 基調講演 医工連携の常識は非常識

信州大学 医学部長 大橋俊夫

2. 共同研究を希望するテーマ紹介

・光による脳及び筋肉の血中酸素濃度計測に関するシーズ

静岡大学 工学部 電気電子工学科 准教授 庭山雅嗣

・糖鎖を活用したインフルエンザウイルス吸着剤の開発

静岡大学 農学部 学部長 碓氷泰市

・磁性ゲルを用いた人工肛門の開発

静岡大学 工学部 物質工学科 教授 木村元彦

・人工モデル細胞を用いた生体膜の構造・機能・ダイナミクスの解析

静岡大学 創造科学技術大学院 教授 山崎昌一

・これからの体内留置治療器

静岡大学 工学部機械工学科 産学連携研究員 宮川厚夫

・高次タンパク質の生産工場としてのカイコー基幹バイオ産業

静岡大学 創造科学技術大学院 教授 朴龍洙

18) 知財実務セミナー 第4回 J S T 特許出願支援制度説明会

日時: 2007年11月21日(水) 16:00 ~ 18:00

場所: 静岡大学浜松キャンパス 佐鳴会館

講師: JST 産学連携事業本部技術移転促進部権利化支援課

松永 光正、竹下 敦也

19) 安全保障貿易管理説明会

日時: 2008年1月24日(木) 14:30 ~ 17:00

場所: フォルテビル

【内容】

外為法の規制について、大学等の研究機関において必ずしも認識されておらず、この状況をふまえて大学等の研究機関教職員を主な対象として内容を周知・徹底して頂くため説明会を開催した。

【プログラム】

1. 安全保障貿易管理について

経済産業省 貿易管理部 安全保障貿易検査官室 安全保障貿易検査官 石田 祐一

2. 大学・公的研究機関の輸出管理について

(独)産業技術総合研究所 国際部門 研究セキュリティ管理部
安全保障輸出管理グループ長 樋口 禎志

20) はままつメッセ2008

日時: 2008年1月31日(木) ~ 2月1日(金)

場所: 浜松グランドホテル

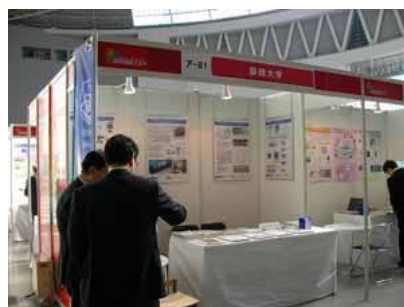
【内容】

本イベントは、新たに開発された技術や製品などを一堂に集め、浜松地域内外の企業による技術の融合、取引、提携等の促進を目的とした展示会で毎年行われている。知的財産本部は、静岡大学の特許等出願やライセンス等の実績、知的財産本部の活動について展示紹介した。

21) 第29回 工業技術見本市 テクニカルショウヨコハマ2008

日時: 2008年2月13日(水) ~ 15日(金)

場所: パシフィコ横浜展示ホール



22) オプトロニクスHAMAMATSUフォーラム2008

日時: 2008年3月14日(金) 13:00 ~ 17:20

場所: グランドホテル浜松

【内容】

浜松地域では、地域の産学官が一体となって「知的クラスター創成事業(第2期)」及び「産業クラスター計画」を推進している。このフォーラムでは、オプトロニクス産業のさらなる発展を目指し、地域クラスター事業の研究成果を発表した。

23) 国際技術移転シンポジウム

日時: 2008年3月21日(金) 13:30 ~ 19:00

場所: 浜松名鉄ホテル

【内容】

本学はこれまでに国際的な産学連携・知財体制の整備に向けて、いくつかの海外の大学との連携を進めてきた。今後はさらに、米国で知財活用を専門に行っている組織等との連携が重要になると考え、世界初の知財マーチャントバンクを目指す Ocean Tomo, LLC のディレクター Dipanjan Nag 氏を招き講演をして頂いた。また、パネルディスカッションでは、海外での技術移転の実際に関し、その課題や具体的な手法等について、個別案件も挙げながら議論を行った。

【プログラム】

1. 報告 静岡大学における国際連携への取組み 静岡大学知財本部長中村高遠

2. 基調講演 フラット化する世界における技術移転

Ocean Tomo ディレクター Dipanjan Nag

3. パネルディスカッション(パネリスト)

Ocean Tomo ディレクター Dipanjan Nag、藤森涼恵

日本弁理士会会長 中島淳

文部科学省 研究環境・産業連携課課長 田口 康

特許庁総務部企画調査課 知的財産活用企画調整官 瀧内健夫

山梨大学知的財産経営戦略本部 ディレクター 田中正男

静岡大学知的財産本部副本部長 林 正浩

モデレーター 静岡大学知的財産本部副本部長 木村 雅和



(6)「産学官連携・知的財産に関わる人材を育成する。」

学生等の知財教育、起業家育成に関する取組

2003年から学生も対象とした知財に関する講習会等を計35回実施し、2007年より始めた特許調査スタッフ育成セミナー、知的財産検定団体受検も効果的な教育となった。起業家精神醸成を目的としたアントレプレナー講演会は2003年より計6回開催した。

人材に関する考え方、方針

当初は知財活動への専任人材を外部人材（企業OB等）に求めたが、自立的・効率的に知的財産活動に取り組むためには、内部専任人材の増強が必要であった。

【改善点】

知財人材の育成・確保のために、本学経費で知財本部を賄うことで経済基盤を確立し、本学で雇用する学術研究員、特任教員、専門部員、専任教員としてキャリアパスを若手知財人材に示せる体制とした。現在は、国際的な産学官連携活動とバイオ融合領域の若手コーディネーター人材を養成するに至っている。また現在、金融業界からの人材養成の受け入れを行っているが、今後は地域大学、自治体からの人材養成の受け入れも行う方針である。これまで、知財マネージャーや専門家による指導、効果的なOJTの実施・体系的な研修、企業や法律事務所における実務研修・大学でのMOT教育を実施してきたが、さらに他大学、自治体の職員に対する研修の実施など、機関の枠を超えた地域の知財人材育成を行う。そして、知財専門職員へのインセンティブの付与、育成される若手知財専門職員への多様なキャリアパスの提示を目指している。

知的財産本部に配置した人材の職種等と配置した人材の業務

・本部長(研究情報担当理事が兼務) 業務:知財本部の全体統括、知財の機関帰属の決定

・副本部長 3名(共同研究担当、ベンチャー経営支援担当、技術移転担当)

業務:知財戦略及び企画立案、実施、業務指導

・知財コーディネータ 4名 業務:知財創出、出願、技術移転、特許検索、知財教育、技術移転

・知財プロデューサー 1名 業務:融合領域担当、外部資金獲得

・プロモーションリーダー 1名 業務:事務統括、検索指導、講習会等実施、広報

・知財事務員 4名 業務:特許契約関連事務、産学連携支援事務、経理管理、

国内特許管理事務、外国出願事務、特許データベース管理

[非常勤]

・知財アドバイザー(弁理士) 2名 業務:発明創出、権利化の支援、先行技術調査

・知的財産マネージャー 9名

業務:知財戦略の企画・立案、将来構想助言、特許業務の指導助言

知的財産に関する法的環境整備、特許侵害、特許係争等の対応

起業経営資金等の各種相談、静大ファンドの活動実施

大学発ベンチャー育成支援・ベンチャー講座支援

事務局

学術情報部 産学連携チーム 5名、事務補助職員 9名

業務:知的財産本部・イノベーション共同研究センターの庶務を担当

(7) 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」への対応」

(平成15年7月内閣府 知的財産戦略本部決定)

大学知的財産本部とTLOが連携し各種方針・ルールの方針策定等の機能強化を図る。

業務委託契約を締結して大学帰属特許を全件開示し、静岡TLOにこれらのライセンス委託を行っているが、さらに技術移転の機能強化のために、県内大学及び関係機関と平成20年度中に新しい技術移転組織を立ち上げる協議を行っている。

社会貢献が研究者の責務であることを大学等において明確に位置付ける。

本学の理念として、「地域社会と共に歩み、地域が直面する諸問題に真摯に取り組み、文化と科学の発信基地としての役割を果たします。」とし、知的財産ポリシー、産学官連携ポリシーで、社会への知的財産の還元を定めている。

研究者の業績評価は研究論文等と並んで知的財産を重視する。

知的財産の権利化の業績として、発明等の実施を業績として評価し、創作者と本学は、その創出した知的財産とその社会への還元に対して必然的責任を負う旨を、本学職務発明規則及び知的財産の取り扱いに関するガイドライン(以下、知財ガイドライン)で、定めている。

透明性・公正性に配慮した評価システムを構築し学内に周知する。

本学評価規則、教員データベースシステムで、「教員の教育、研究、社会貢献及び管理運営等の活動を登録して評価」し内容は、教員本人が閲覧できる。本学評価会議が内容を適切に公開する。知財ガイドライン及び職務発明規則で公表・周知している。

発明に関する権利を承継し実施料収入を得た場合の発明者個人に還元すべき金額の支払ルールを明確化する。

本学の研究活動がより一層活性化することを目的として、発明等を行った教職員に重点的に配分(100万円以下は50%、それを越えた分について25%配分)し、残額は研究グループと本学知的財産本部とで等配分する事を本学職務発明規則で定めて公表・周知している。

各大学の創意工夫に基づく特色ある大学知的財産本部の整備・充実・強化を図る。

例えば、知財ガイドライン、職務発明規則で定めた本学の特色である、兼業ではなく職務としての有料技術相談、ソースコードの個人帰属化などを、イノベーション共同研究センター、知財本部及び事務局各部署が連携して実施している

知的財産の創出・保護・活用に関する基本的考え方を確立する。

信頼される知財創造と活用によって、新産業の創出や技術の革新をはかり、社会から要請のある課題の解決に結びつく「イノベーション」となりうる成果が得られるよう努める事を知的財産ポリシー、知財ガイドライン、職務発明規則で定めて、これを公表し、学内にも周知している。

産学官連携と知的財産管理機能を集中し産業界からみた窓口の明確化を進める。

産学官連携部局のイノベーション共同研究センターと知財本部は密接に連携して活動し、窓口を明確にする体制とした。知財ポリシー、知財ガイドライン、職務発明規則でこれを定めて公表・周知している。知的財産の機関一元管理を原則とした体制を整備する。

特許権、実用新案権、営業秘密であるノウハウ、育成者権、データベース、研究成果から得られた知的財産を含む有体物である研究成果有体物及び回路配置利用権を本学の帰属とする事を知財ポリシー、職務発明規則で定めている。

特許出願しない発明の研究者への還元や自らの発明を異動先で研究継続できるような柔軟な措置を講じる。

職務発明のうち機関帰属としない発明等は、創作者に速やかに返還し、本学は通常実施権を保有す

る。機関帰属とした場合も研究ライセンスとして、異動先など(非商用であれば)他機関での無償の通常実施権を許諾する事を、知財ガイドライン、職務発明規則で定めている。

産学官連携ルール(営業秘密、共同研究による知的財産の帰属等)や契約書の雛形などを整備し外部に公表する。

共同研究、受託研究のマニュアル及び雛形、NDA雛形、共同出願契約書(雛形)、共同研究取扱規則、受託研究取扱規則などを公開し、その考え方を知財ガイドラインで公表している。

企業と大学等の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約の締結ができるよう柔軟性を確保する。

知的財産権の権利行使のみを重視するのではなく、本学及び連携相手との研究の支援活動として知的財産を取り扱う事を知的財産ポリシーで明らかにし、柔軟に対応するための諸規則の基本としている。起業する研究者の求めに応じた権利の移転や実施権の設定を可能とする柔軟なルールを整備する。

発明者等が知財権を大学発ベンチャーに活用する場合、優先的に独占的通常実施権などの設定、有償譲渡等を行う事ができる事、兼業による知財権は機関帰属としない事とし、知財ガイドラインで公表し職務発明規則で定めている。

研究マテリアルの移転条件や移転手続きを定めたルールの周知を図り、使用の円滑化を図る。

学術研究成果で得られた知的財産を含む有体物を研究成果有体物とし、研究成果有体物取り扱い規則で移転条件と手続きを定めている。また、教育研究活動による著作物(ソースコード、論文、著書等)に関する権利は個人帰属とする事を知財ガイドライン、職務発明規則で定め周知公表して使用の円滑化を図っている。

発明者の明確化、共同研究成果の明確化等に資する研究ノートの記載・管理方法について研究・教育を実施し研究ノートの使用を奨励する。

研究ノートの記載・管理方法について研究成果による本学オリジナルの「ラボノート」を製作し、記載・管理方法について説明会を行って教職員・学生等に配布している。また発明の意義、発明者の特定について記載し重要性を周知して、この使用を奨励している。

以上を「知的財産ポリシー、産学官連携ポリシー、共同研究、受託研究のマニュアル及び雛形、NDA雛形、共同出願契約書(雛形)、共同研究取扱規則、受託研究取扱規則等として
<http://ship.cjr.shizuoka.ac.jp>に公開している。

(8)「国際技術移転体制を整備する。」

Victoria 大学 TL0 に平成 17 年度に産学連携担当専任教員を 6 ヶ月派遣、平成 18 年度にベンチャー経営支援担当の専任教員を 3 ヶ月派遣して北米での知財活用、産学連携、ベンチャー支援の実態調査とノウハウを学んだ。また Victoria 大学 TL0 に本学の産学連携北米拠点を置いた。平成 19 年度に Victoria 大学 TL0 より技術移転担当スタッフを本学に迎え、本学の産学連携活動に参画すると共に、本学知的財産の技術移転について検討を行った。また相互に知財活用先の紹介を行う産学連携を互助する協定を締結した。



IDC の外観

University of Victoria, Innovation and Development Corporation での研修

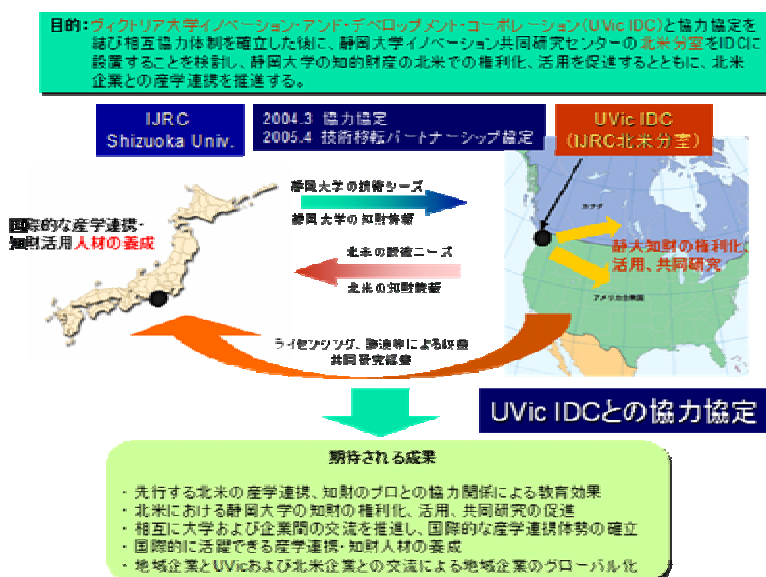
イノベーション共同研究センター(IJRC)とカナダ BC 州の University of Victoria, Innovation and Development Corporation (IDC)で 2005 年 4 月に締結した技術移転パートナーシップ協定に基づき、専任教員 1 名が 2005 年 7 月から 12 月まで IDC に滞在し、IDC のスタッフとして研修を受けると同時に、IJRC の活動や静岡大学の研究開発についての広報活動も行った。

IDC は Victoria 大学の技術移転組織であり、所謂、会社形式の TLO である。

IDC は 1992 年に創設された Victoria 大学の TLO 組織で 100% Victoria 大学に所有されている。常勤のスタッフは現在約 15 名程度で、その半分近くがジュニアの Officer か Coop Student 等の若いスタッフである。サービスの対象は Victoria 大学の教職員・学生、バンクーバー島内の公的研究機関と大学(最近)そして地域の発明家や企業(多少)である。IDC の使命は大学の知的財産のマネージメントに加えて、大学と産業界の架け橋となり、大学と社会の知識の流れをサポートすることを挙げており、静岡大学で言えば、イノベーション共同研究センターと知的財産本部を統合した組織と言える。IDC の具体的な業務としては、大学の知的財産のマネージメント、産学連携の促進(パートナーシップの確立)、大学の知的財産、新技術の商品化、大学の研究の支援、地域の産業発展の支援がある。

IDC に滞在し、IDC のスタッフとしてシニアのマネージャーについて、発明の Disclosure から Prior Art Search、Filing、Marketing や技術移転先との交渉等を経験できたのは大変有意義であった。また、Victoria 大学の Spin-off 企業数社と定期的に打合せを行い、IDC のベンチャー企業への支援に直接参加することができたことと、実際にベンチャー企業とのライセンス契約に係わって得られた知見は今後の静岡大学の知財活用に役立つものと考えられる。滞在中に本学の技術をライセンスするまでには至らなかったが、ライセンス活動は開始し、今後も IDC では静岡大学の知的財産の活用に関して積極的に協力する体制になっている。さらに IDC の全スタッフに加えて、ブリティッシュコロンビア州立大学などの近隣の大学の非常に有力な大学の知財スタッフと交流ができたことから、今後の連携の可能性が得られた。今後、IDC との連携を強化していくことは、相互にとって大変有意義であると考えられる。最後に IDC では常にコストバランスを念頭に置いたマネージメントがなされていて、これは知的財産本部の今後の運営に関して参考になると考えられる。

なお、平成 17 年度に California 大学 Davis 校との画像処理に関する知財活用協定、平成 18 年度にカナダ Simon Fraser 大学との知財人材育成の協定を締結した。本学は国際連携の体制作りから展開し、具体的な海外技術移転のために、米国技術移転企業 OceanTOMO, LLC との特許評価業務契約を締結する。



4(1)-5 全体事業

本センターは各部門における活動に加えて、産学連携推進のためにセンター全体で下図に示すように地域連携、国際連携を基礎に活動を行っている。その中で特に情報公開、地域連携、国際連携、人材育成について評価する。

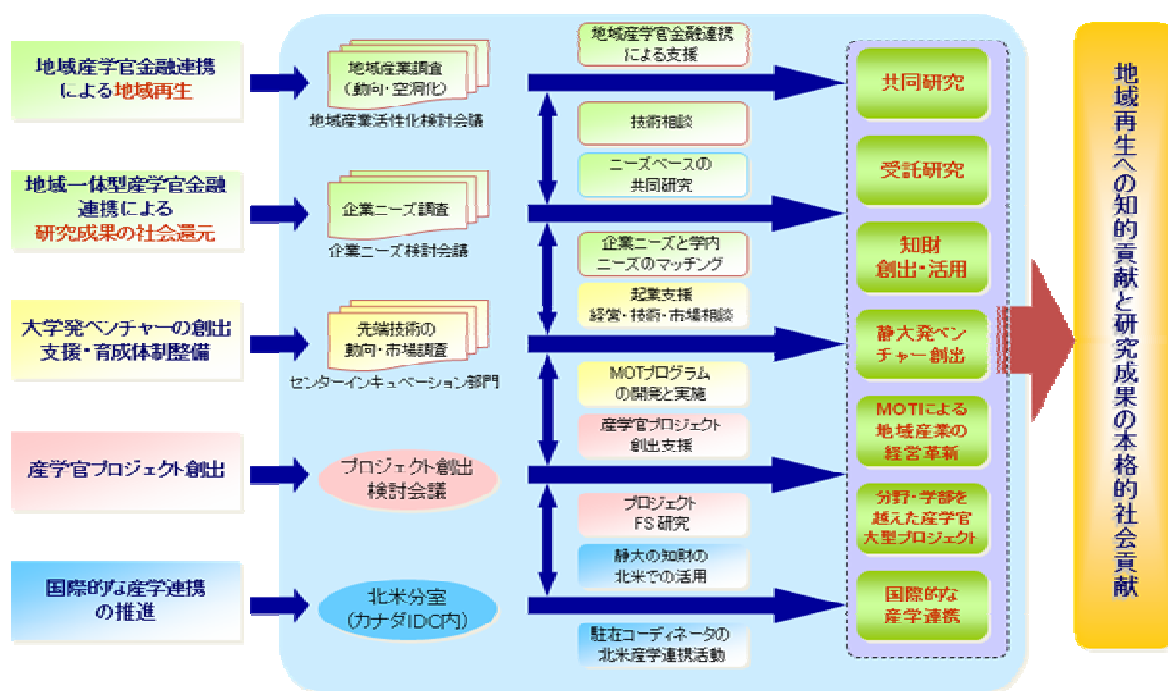


図 11. 地域および国際連携に基づくセンターの活動

情報公開

【目標】

イノベーション共同研究センターを窓口として地域ごとの社会の要請に応え、研究成果、学術情報を公表する
 ……静大 IJRC 中期計画(2)

【現状】

社会や企業における本学研究成果の活用及びセンター活動の理解を得るために、各部署との連携の下、下記のように広く広報活動を行うとともに、共同研究希望テーマ説明会などの事業を通して、本学の研究シーズの紹介を活発に行っている。

(情報広報誌等)

イノベーション共同研究センターメールマガジン、
 全学 Web、教員研究課題、共同研究研究シーズ技術マップ、
 産学社学官連携研究分野マップ

(情報広報事業)

事業名	実施回数
共同研究希望テーマ説明会、	年2回～4回
イノベーションブリッジ	年2回
オプトロニクス浜松フォーラム	年1回
メディカルイノベーションフォーラム	年1回
研究協力会研究テーマ説明会	年2回

【評価】

静岡大学の研究シーズ、研究成果、学術情報について、広く公表を行っており、目標を十分に達成している。

【課題】

英語版、中国語版の Web ページの整備など、国際的な広報体制の整備が遅れている。

地域連携

【目標】

イノベーション共同研究センターを基盤に、各部局との連携を強化し、産学連携、地域連携を促進しつつ、自己収入の増加を目指す。・・・静大 IJRC 中期計画(1)

【現状】

産学連携業務、特にベンチャー及び中小企業の支援・育成、中小企業等に役立つ情報交換の連携強化並びに研究成果の社会活用、人材育成の推進等を目的として、地域自治体、金融機関、企業との協定を締結し、連携を推進している。図 12 には浜松市との産学連携に関する包括協定の詳細を示す。

連携協定先	協定年月日
浜松市(包括協定)	平成18年3月29日
静岡銀行グループ	平成16年10月1日
浜松信用金庫	平成17年2月21日

財団法人しずおか産業創造機構	平成17年3月8日
スズキ株式会社(教育研究連携)	平成17年11月16日
三菱UFJ信託銀行株式会社	平成18年6月5日
(株)清水銀行及び(株)清水地域経済研究センター	平成19年3月26日

【評価】

本学の産学連携活動は地域連携を基盤としており、目標を十分に達成している。本学と浜松市の連携活動により、平成18年度にはベンチャー創出・育成、共同研究等による新産業創出を目的とした中小企業基盤整備機構による浜松新事業創出型事業施設(HI-CUBE)が竣工され、現在、ベンチャーの育成活動を推進している。また、このような地域連携を推進する中で、図13に示すとおり、知的クラスター創成事

業（平成 14～18 第 I 期、平成 19～23 第 期）の推進ならびに産業クラスター事業（三遠南信バイタライゼーション）の支援を活発に行っている。特に知的クラスターに関しては、その立ち上げより、地域との連携に積極的に参加した。

【課題】

本学の地域における連携は、特に浜松地域においては活発に行われているが、静岡地域での連携は浜松ほどには活発ではなく、静岡県東部地域ではほとんど連携が進んでいない（富士信金との協定が平成 20 年 8 月に締結された）。さらに、地域連携の進んでいる浜松地域においては、今後、連携事業の成果をグローバルに事業展開するための検討が急務となっている。

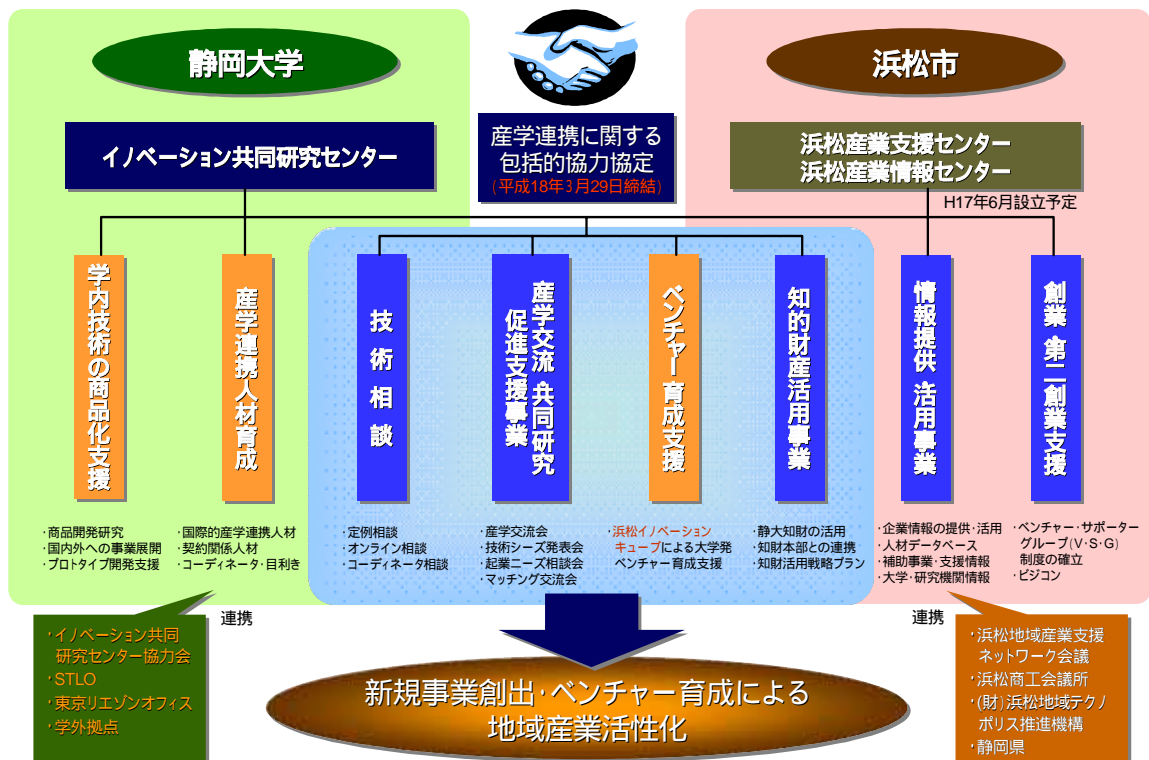


図 12 . 浜松市との包括協定の締結

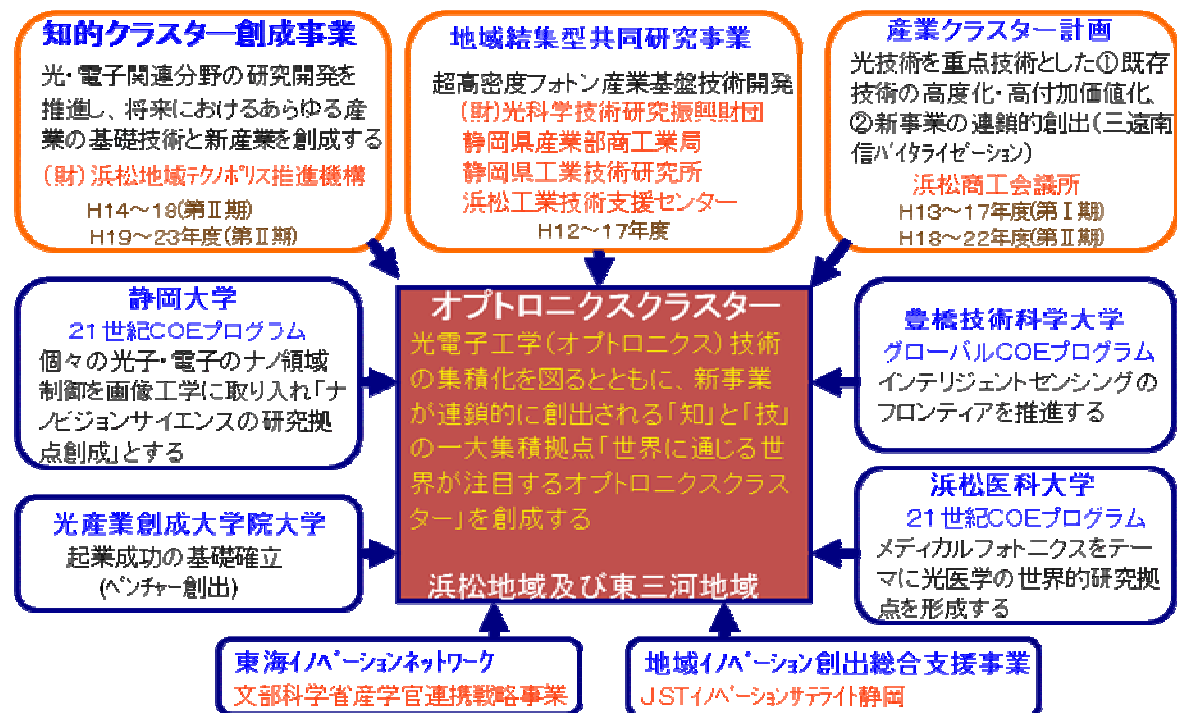


図 13. オプトロニクスクラスター構想

国際連携

【目標】

イノベーション共同研究センターを基盤に、各部局との連携を強化し、産学連携、地域連携を促進しつつ、自己収入の増加を目指す

・・・静大IJRC

中期計画(1)

【現状】

海外企業等から受託研究・共同研究を受け入れることや本学の知的財産を外国において活用促進させることを通じて国際的な産学連携活動を推進するために下記の協定を締結し、連携を進めている。

	連携パートナー	連携内容
2004.3	Victoria 大学 IDC、カナダ	協力協定
2005.4	Victoria 大学 IDC、カナダ	技術移転パートナーシップ
2007.4	Simon Fraser 大学、カナダ	人材育成

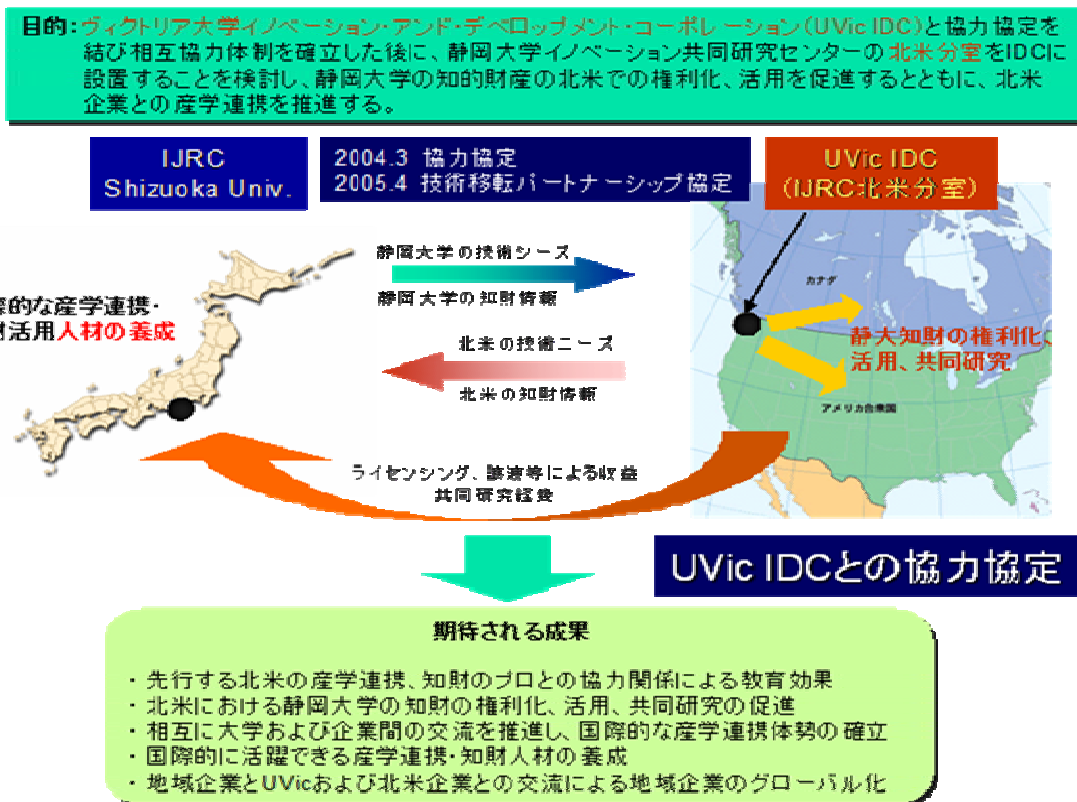


図 14 .. ヴィクトリア大学 IDC との連携

【評価】

Victoria 大学との協定において、イノベーション共同研究センターより 2 回の教員の派遣を行い、技術移転の促進やベンチャー支援の推進について検討を行ってきた。また、Victoria 大学 IDC (Innovation and Development Corporation) のスタッフを受け入れ、相互の研究シーズの情報交換を行うとともに、連携を進めている。また知財本部は UC Davis との技術移転に関する連携を進めており、国際的な産学連携推進の目標を達成している。

【課題】

国際的な産学連携を推進するための体制は整備されてきたが、共同研究、受託研究、技術移転、自己収入の増加など、具体的な成果はこれからであり、実質的な活動を推進することが急務である。

人材育成

【目標】

中期計画に定める目標は特になし。センターとして今後、産学連携・知財人材の育成を重要課題と認識しており、評価の基準はないが、評価項目として挙げた。

【現状】

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) が実施する産業技術養成技術者により平成 18 年度から 2 名の若手研究者を受け入れて事業マネジメント・プロデューサー養成プログラムや

技術シーズの実用化・事業化養成プログラムを実施している（NEDO フェローの受け入れ）また、非常勤研究員として平成16年度から19年度まで延べ41名を受け入れプロジェクト研究の支援を行うとともに、知的財産の活用促進のために次の事業を行っている。

知的財産本部の活動

事業名	実施回数
知的財産講習会	平成15年度6回
特許検索講習会	平成15年度4回、16年度2回
特許講習会	平成16年度5回
知的財産講演会	平成16年度1回
技術移転に係る目利き人材育成研修会	平成17年度1回
知財基礎座学	平成18年度2回
知的財産検定団体受検	平成18年度1回、19年度2回
知財実務セミナー	平成19年度4回
特許調査スタッフ育成セミナー	平成19年度2回

【評価】

未踏技術開発部門で行ってきた非常勤研究員の受け入れは若手研究者の育成に寄与してきた。センター教員によるMOT教育や知財本部の行っている知財人材の育成事業は今後の知財活動を担う若手人材の育成として大変有用であった。またNEDOフェローの受け入れは大学の若手人材育成の推進にとって価値のあるプログラムとなっている。

【課題】

産学連携人材、知財人材の育成は大学に限らず今後の日本にとって重要な課題であると言えるが、単に人材の育成プログラムに留まらずに、優秀な人材を採用できる大学内の専門職ポストの整備が緊急の課題と言える。

【分析結果とその根拠理由】

イノベーション共同研究センターを構成する3部門は、各部門の特長及び各部門の掲げた目的・目標を達成していくために、各部門長の指揮命令の下に学部との連携を図りつつ行っている。

また、実施事業に係る問題点や改善点は各部門で検証の後に実施していく。また、新規事業や本センターの活動状況等については本学ホームページにより、あるいはメールマガジンや全学会議を通じて学内外に対し広報している等、それぞれにおいてその目的を達成するための業務を十分に実行している。

観点4 - 1 - 2 目的に照らして、活動の成果が上がっているか。

【観点到る状況】

産学官連携コーディネータ2名による地域企業等とのマッチング事業やコーディネート事業等の成果として共同研究、受託研究及び受託業務においても契約額及び契約件数が毎年度増加している。また、地域企業等からの技術相談の件数も増加している。また、ベンチャー企業創出に関しても、積極的に推進して

おり、起業相談数、ベンチャー創出数も順調に増加している。さらには大学発ベンチャーの成長を促進させるための支援メニューも充実している。

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人化後の平成16年度以降、企業等との共同研究、外部からの受託研究、受託事業において契約額及び契約件数ともに毎年度増加しており、本センターは専任教員、産学官連携コーディネータの活動に依るところの成果が現れている。また、本学の外部資金獲得の目標計画にも応えた形となっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

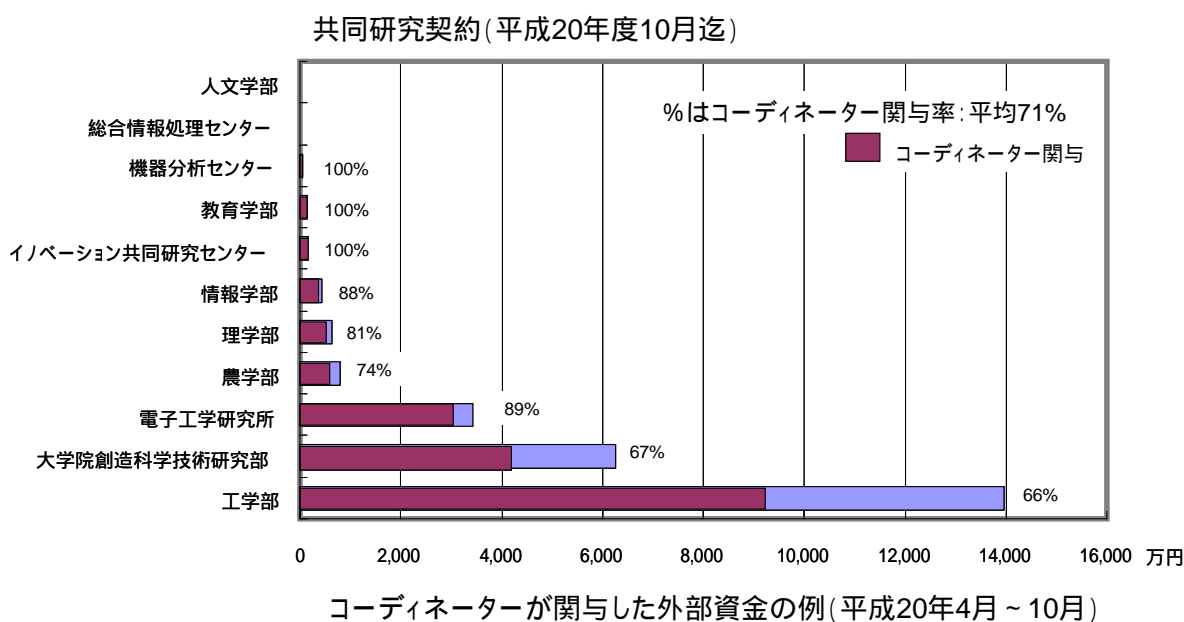
企業との共同研究コーディネートやマッチング事業により大学から創出される研究成果や研究シーズを基に実施される共同研究や受託研究プロジェクトは、産学連携コーディネータの活動や地域との連携により順調に促進されてきた。企業との共同研究においては、企業の経営状態に影響されるところが大であり、本学が求める共同研究経費の合意と企業との共同研究を相互が有利に進めるために、提示内容に応じた契約内容の見直し等を随時行っている。また、技術相談時での共同研究の可能性把握や安価でキメの細かい技術相談の実施により地域貢献を図っている。

ベンチャーの創出と支援に関しては、単に創出を支援するのではなく、育成に関するメニューを充実させて、静大発のベンチャー企業を順調に成長させている。

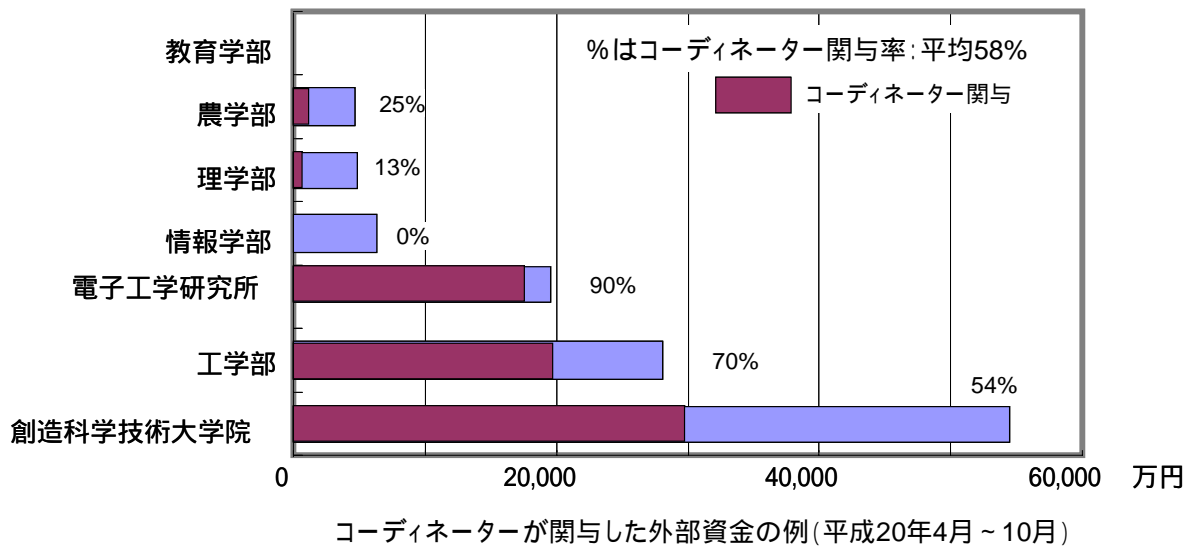
【改善を要する点】

中期計画の目標は十分に達成されており、事業は順調に進められているが、重要なことは共同研究や受託研究の件数ではなく、その成果が製品化あるいは事業化されるかであり、特に共同研究に関しては、その契約後に事業化に向けた研究開発の支援を行うようコーディネートの観点をスライドしていく必要がある。

なお、コーディネーターの関与は極めて大きい、平成20年度のデータであるが、参考に下図に示す。



受託研究契約(平成20年度10月迄)



(3) 基準4の自己評価の概要

イノベーション共同研究センターは 共同研究開発部門、ベンチャー経営支援部門、プロジェクト管理部門の3部門から構成され、各部門はそれぞれに共同研究コーディネートやマッチング事業等、大学発ベンチャーの起業家支援や企業創立後の側面支援等並びに大型プロジェクトの取得・管理支援の業務運営を行っている。また、評価期間における各部門の業績は前述のとおり毎年度着実な成果を上げているところであり、本学の使命である地域社会への貢献とともに地域企業等との産学官連携を継続的に進めていることは別添資料に示すとおり明確であり、年間目標を順調に達成している。国際的な産学連携活動における成果をあげることと、さらに事業を展開していくための組織のあり様について検討していく必要がある。

基準5 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点5 - 1 - 1

目的の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学における産学官連携活動は、浜松キャンパスはイノベーション共同研究センターにおいて、静岡キャンパスは共通教育L棟2階に分室を設置して活動しているところである。イノベーション共同研究センターはベンチャー棟やプロジェクト棟の実験施設を備え東西キャンパスの教職員に広く有効に活用されている。一方、静岡分室は外来者あるいは学内教職員との面談・協議を行うための事務室及び会議室のオフィス機能であるが、両施設ともに玄関スロープ及びエレベーターが設置され、バリアフリー化への配慮が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

イノベーション共同研究センターは、ベンチャー棟及びプロジェクト棟の実験施設を備え、同センター静岡分室は、外来者や教職員・学生との面談や協議等のために出入りも多いことから施設のバリアフリー化等、利用者側に立った施設・設備の充実に配慮している。

観点5 - 1 - 2

施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点到係る状況】

本センターのインキュベーション施設については「静岡大学イノベーション共同研究センターインキュベーション施設利用細則」及び「同利用要項」により、イノベーション共同研究センターを登記住所とするベンチャー企業に対しては「学内登記ガイドライン」により、プロジェクト研究担当者に対しては「未踏技術開発部門施設利用細則」により、それぞれ教職員に周知している。

別添資料5 - 1 - 2 参照 静岡大学イノベーション共同研究センターインキュベーション施設利用細則

別添資料5 - 1 - 2 参照 静岡大学イノベーション共同研究センターインキュベーション施設利用要項

別添資料5 - 1 - 2 参照 学内登記ガイドライン

別添資料5 - 1 - 2 参照 静岡大学イノベーション共同研究センター未踏技術開発部門施設利用細則

【分析結果とその根拠理由】

施設の活用については、学内共同教育研究施設の一施設として静岡大学共同施設管理委員会の管理下にあるものの、本センター各部門においては利用者の要求に応えかつ利用率の高い施設の事業展開のために、特徴を活かした独自の施設の利用方策等の検討を行いこれに基づいて利用細則等を定めて教職員に周知している。

観点5 - 1 - 3

学生、教職員、その他学外関係者のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

教職員・学生に対しては全学及びセンター独自のホームページにより、また、企業・他大学関係者等学外向けには送付先を限定したセンターメールマガジン等の発送により、事業活動の広報に活用している。

【分析結果とその根拠理由】

イノベーション共同研究センター及び知的財産本部の活動を学内外に広く周知するために大学の開設したホームページに加え、本センター独自のホームページ開設や送付先を企業、大学等に限定した本センターメールマガジンの送付により、センターの催事・インキュベーション活動等最新の事業を周知して産学官連携の増進に繋げている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・イノベーション共同研究センターの施設及び設備の利活用に関しては、静岡大学イノベーション共同研究センター利用細則等により、プロジェクト研究担当者やインキュベーション施設利用者に周知して利用率の効率化を図っている。また、本センターの広報事業としては独自に「センターメールマガジン」を送付する等、センター活動の広報や推進に力を入れている。

【改善を要する点】

・静岡オフィスは、総合情報処理センターが所有する共通教育L棟2階の3室を借用しているが、学内でのロケーションが悪く学外者に対して不評である。これらの問題を解消するために早急にロケーションが良い静岡分室の固定的な部屋の確保が必要である。

(3) 基準5の自己評価の概要

イノベーション共同研究センターは教職員や学生、その他企業等学外関係者に対しては利用者の立場に立った施設の整備に配慮している。また、プロジェクト研究施設については大型プロジェクトの優先利用等、競争的差別化による施設の利活用が図られるように整備し、インキュベーションの施設利用とともに教職員に周知している。更に、センターの事業活動については本センターホームページに加えセンターメールマガジンを送付し、広報にも力を入れている。

基準6 財務

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-1

目的を達成するために、活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

【観点到係る状況】

平成16年度以降の予算執行状況等は次のとおりである。(単位：千円)

年度	予算(当初+追加)		決算
16年度	123,352	108,740(当初)+14,612(追加)	118,027
17年度	101,161	86,975(当初)+14,186(追加)	94,005
18年度	79,468	74,065(当初)+5,403(追加)	73,813
19年度	78,339	71,837(当初)+6,502(追加)	81,037

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人化以降、全学的に厳しい予算状況にありながらもイノベーション共同研究センターは、大学の研究成果の活用と産学官連携活動をより活発に展開していくために、外部資金獲得部局としての位置付けによる予算措置がなされている。

観点6-2-1

目的を達成するため、活動に対し、適切な資源配分が行われているか。

【観点到係る状況】

イノベーション共同研究センターは、産学官連携コーディネータやインキュベーションマネージャーを配置して、センター事業の総合強化と各部門の特徴的かつ独創的な運営を発展推進させるために、予算の重点配分を行うなど、ニーズにあったメリハリのある産学官連携を推進するための予算措置がされてきた。

観点6-2-2

予算の策定に関し、委員会等で適切な審議が行われ、構成員に明示されているか。

【観点到係る状況】

各部門からの予算要求に基づきまた、センター長の事業方針に基づき予算要求審議がなされ、センター構成員に明示されている。

【分析結果とその根拠理由】

予算の策定にあたっては、各部門から提出された予算要求を基にセンター全体の予算要求の調整を行い、予算案が策定される。この予算案はイノベーション共同研究センター及び知的財産本部の連絡会で審議・

承認され、予算要求されるとともに構成員に明示されている。

観点6 - 2 - 3

決算に基づき、資源配分の効果に対する評価を行っているか。また、その評価結果を次期の予算策定にフィードバックしているか。

【観点到に係る状況】

イノベーション共同研究センターの決算を基にセンター長、各部門長、専任教員及び産学連携チームが連携をとりながら、当該年度の予算配分の効果測定結果を基に次年度の予算策定に反映している。

【分析結果とその根拠理由】

資源配分にあたっては、原則、全体事業の継続性、新規事業及び当該年度の費用対効果に重点を置いている。また、次年度の予算策定に関しては、センターの全体事業を優先的に考慮しつつ、部門として特徴的かつ目玉となる新規・継続事業へ重点配分を行う方向で検討を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・イノベーション共同研究センター及び知的財産本部の年間事業スケジュールを作成し、事業スケジュールを基に各年度事業を実施していくこと及び全体事業の継続性を基本としつつ新規事業を企画・立案していく等、企業や社会のニーズ及び社会貢献等にマッチした事業を行うための柔軟な資源配分体制となっている。

【改善を要する点】

・毎年度の全学的予算の縮小に対応した事業計画の抜本的な見直しの必要性が強く求められていることから、しっかりとした事業運営戦略の下、事業毎の決算結果の分析を基に継続事業、新規事業を議論し予算策定にかけける時間を増やすべきである。

(3) 基準6の自己評価の概要

国立大学の予算及び予算執行にあたっては社会に対する十分な説明責任が求められる今日にあって、資源配分の費用対効果の測定及び執行事業の見直しは当然である。現段階において事業計画上は適切な予算配分及び予算執行が行われていると考えられることからとりわけ問題はない。しかしながら、今後更なる年間予算の削減が進んでいく中においては、今後の社会情勢を見据え観点を変えた費用対効果の測定や継続事業の見直し・圧縮並びに新規事業の企画・立案等、十分な時間と検討を行っていく必要がある。

基準7 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-1

管理運営のための事務組織及びその他の組織が、目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

「静岡大学イノベーション共同研究センター規則」第14条において、「センターに関する庶務は、学術情報部産学連携チームにおいて処理する。」と規定されており、センターと産学連携チーム更には知的財産本部の三者が密接な連携の下で業務を遂行している。また、産学連携チームは課長を含めて5名が配置され、原則として内2名がイノベーション共同研究センター業務を担当しており、支援体制としての必要な機能は有するものと思われる。

【分析結果とその根拠理由】

事務組織としての学術情報部産学連携チームは、平成20年10月現在、産学連携支援課長1名、副課長(産学連携担当)1名、主査(知的財産担当1名、産学連携担当1名)2名、知的財産担当1名となっており、チーム一丸となってセンターと強力な連携の下で密接に協力して予算管理や施設管理を行う体制となっている。

観点7-1-2

目的を達成するために、部局長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

静岡大学イノベーション共同研究センター規則第3条により、センター業務の部門の配置と業務内容を規定しており、そこでセンター長の意思決定は各部門長を通じて専任教員や事務・技術職員に伝達される等、指揮命令系統が明確にされるとともにより効果的かつスムーズな事業の意思決定が行える体制となっている。また、各種の学内委員会等の全学的あるいはセンター内での対応にあたっては産学連携チームと協力して行っている。

観点7-1-3

管理運営のための事務組織及びその他の組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

イノベーション業務や知的財産の業務に必要とされる特有の知識や資格として、知的財産関連業務に係る資格取得講習会、知的財産活用及び特許契約事務等に係る学内外の各種研修会や説明会への参加あるいはイノベーションジャパン等の学外における研究成果発表会等への参加により、社会や企業のニーズに加え他大学におけるイノベーション事業方針・活動等の情報収集を通じて実質的な資質の向上を図っている。

また、センターの大型機器装置の保守管理等を担う技術職員については、学外で開催される技術講習会や機器管理講習会等への参加により、機器使用手順等をはじめとして教育研究支援に繋げるための技術向上を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

イノベーション事業活動をより活発に行いより実績あるものとするには、専任教員、コーディネータはいうまでもなく連携・支援協力体制としての事務職員及び技術職員自らの職務能力の向上の重要性に加えて、地域企業や地域社会との関わりを持つことは重要である。また、産学交流会、知識・技術力向上研修会、地域ネットワーク会議や地域コーディネータ連絡会等への積極的参加による企業ニーズの把握及び研究成果の活用についての情報収集や情報交換もまた必要不可欠となっており、人的交流の場を有効に活用していくことが不可欠である。

観点7-2-1

管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

「イノベーション共同研究センター規則」第4条及び第5条により「センターの管理及び運営に関する重要事項の審議は静岡大学共同施設管理委員会が行う。」また、「センターの業務計画及びその他センターの具体的運営に関する事項を審議するため、静岡大学イノベーション共同研究センター運営委員会を置く。」と明確に規定されている。

【分析結果とその根拠理由】

静岡大学共同施設管理委員会においては、教員の任用や再任等の人事に関すること及び規則の改廃並びに組織の改組等の重要事項について審議してきたところである。また、静岡大学イノベーション共同研究センター運営委員会においては、センターの事業計画や運営等について審議を行ってきたところであり、両委員会共に全学委員会としての機能と権限を実行するための十分な審議が尽くされる場となっている。

観点7-2-2

適切な意思決定を行うために使用される、目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点到係る状況】

イノベーション共同研究センターの年度計画や各種会議、催事（研究成果発表会、シンポジウム等）講習会等の活動状況等のデータは電子データについては平成20年度から、紙媒体としては平成16年度以降蓄積されており、年間報告や評価の実施にあたって必要に応じて構成員がアクセスできる。また、構成員以外の者でも要求があれば秘密情報以外は情報提供できるシステムが構築されている。

【分析結果とその根拠理由】

イノベーション共同研究センターは、静岡大学イノベーション共同研究センター規則第2条により「人類の福祉と社会の進歩に寄与するため、社会の要請に積極的に応えとともに社会に貢献すること」が使

命とされている。このことはセンターが本学の研究成果や研究シーズ並びに産学官連携活動についてのデータ蓄積とこれら関連データを学内外に対し広く広報することは責務となっており、これらに対応していくためのシステムは構築されている。

観点7-3-1

活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】

教員の個人評価に関しては、「静岡大学評価規則第13条」に基づき実施している。また、センター独自に行っている産学連携活動に関わる点検・評価は国立大学の法人化前から継続して行っている。

【分析結果とその根拠理由】

教員の個人評価は本年度に第1回目を実施したところである。また、共同研究や受託研究等の外部資金の契約実績件数・契約額等の産学連携活動については、国立大学の法人化以前から実施してきたところであるが、組織評価としての自己点検・評価は現在実施しているところである。

観点7-3-2

自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対し広く公開されているか。

【観点到係る状況】

平成20年度に組織評価として自己点検・評価報告書を作成する予定であることから、現在は公開されていない。

【分析結果とその根拠理由】

現在、組織評価について準備を進めているところである。

観点7-3-3

自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

【観点到係る状況】

組織評価を平成20年度に実施すべく進めている。

【分析結果とその根拠理由】

現在、組織評価の日程を決定の上で準備を進めているところである。

観点7-3-4

評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

平成20年度に組織評価を受けることで、これまでに実施してきた共同研究や受託研究、ベンチャー企業の創出支援及び知的財産の活用成果並びに地域社会との連携についての実績を踏まえ、産学連携活動を実施していくための組織や予算並びに運営方法等の総合的な見地で受ける評価結果を基に今後フィードバックさせていく予定である。

【分析結果とその根拠理由】

現在、組織評価について準備を進めているところである。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・該当なし

【改善を要する点】

- ・これまで共同研究や受託研究等の外部資金の獲得、ベンチャー起業支援等の知的財産の創出活動につながる点検は行ってきた実績を踏まえた改善を行う。

(3) 基準7の自己評価の概要

自己点検・評価に加え、外部者による組織評価を実施すべく準備を進めているところである。今回の自己評価に加え外部評価によって得られる意見及び助言等を今後のセンターや知的財産本部の運営に活かしていきたい。

